

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成29年9月21日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

田畑昭二議員から病気療養のため欠席の届けがありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に変更のありました説明員の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○吉本議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、12番、玉田隆紀議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上5名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。

12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は連携中枢都市圏構想について3点、図書館運営と環境整備について3点、質問をいたします。

1番目の連携中枢都市圏構想についてですが、総務省の情報通信白書に、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来によりますと、少子高齢化の進行により、国の生産年齢人口は、1995年をピークに減少に転じ、総人口も既に減少を始めております。

総務省の国勢調査によりますと、2015年の人口は1億2,520万人、生産年齢人口は7,592万人で、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、総人口は、2048年に1億人を割り、2060年には8,674万人まで減少するとの推計がさ

れております。

こうした少子高齢化やそれに伴う人口減少は、国の経済の供給面と需要面の両方にマイナスの影響を与え、国の中長期的な経済成長を阻害する可能性があり、供給面から見た場合、経済成長の要因は労働投入、資本投入、生産性の3要素に分解され、少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少につながると考えられ、また、需要面から見た場合、少子高齢化とそれに伴う人口減少は、医療、介護、サービスなど、一部の分野で国内需要を拡大させる一方、多くの分野で国内需要の縮小要因となると考えられております。

平成18年4月1日に、住民の長年の夢であった岩出市が誕生し、現在の総人口は5万3,968人までふえ、和歌山県下唯一人口増を果たしている岩出市であります。いずれ岩出市にも少子高齢化の波は襲ってくると思います。

将来も安心して暮らせるまちづくりが今必要であると考えことから、1点目の総務省が勧めている連携中枢都市圏構想について、どのような事業なのか、お聞きいたします。

2点目に、和歌山市が、岩出市、海南市、紀の川市や紀美野町との5市町で公共施設の相互利用、観光キャンペーンの促進などを目指しているそうですが、どのような計画なのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、岩出市における影響とメリットについて、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 おはようございます。

玉田議員の連携中枢都市圏についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の連携中枢都市圏構想についてですが、この構想につきましては、平成26年5月に地方自治法が改正され、連携協約制度が創設されました。同年8月、地方中枢拠点都市圏構想推進要綱が制定され、平成27年1月にこの要綱が改正され、連携中枢都市圏構想推進要綱と名称が変更されたものでございます。

連携中枢都市圏とは、人口20万人以上の中核都市や指定都市といった相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成する圏域とされてございます。

1点目として、圏域全体の経済成長の牽引、2点目として、高次の都市機能の集

積・強化、3点目として、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3点の役割が求められているものでございます。本年4月、和歌山市から今後の検討について協力依頼があり、現在、4市1町で企画部門担当者、オブザーバーとしまして和歌山県市町村課に参加をいただき、事務レベルでの検討を進めているところであり、また、企画部門以外の事業担当課においても4市1町合同で開催する研修会に参加して、どのような事業で連携していくかについて、協議を進めているところでございます。

2点目のどのような計画なのかというご質問ですけれども、現時点においては、どのような連携が可能か検討している段階であるため、明確な計画内容をお示しすることはできませんが、想定している事業例で申し上げますと、1点目の経済成長の牽引では、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の推進、外国人観光客の誘致、2点目の都市機能の集積・強化では、大学の誘致、大学との連携、3点目の生活関連機能サービスの向上では、災害時等における一般廃棄物処理の相互支援、公共施設の相互利用等が候補に挙がっている段階でございます。今後の検討により見直しも行われるということも想定してございます。

3点目の岩出市における影響とメリットということですが、今申し上げましたように、連携事業については検討中ということで事業別に申し上げることはできませんが、連携する自治体双方にとって利益を享受できる取り組み、いわゆるウイン・ウインの関係を築くことを基本的な考え方として協議を進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 答弁いただきました。素案の制作段階なので、具体的な答弁はできないというふうなことであります。今後の進め方として、どのようなスケジュールで進めていくのか、また、この構想に対する岩出市としての考え方といいますか、スタンスはどのようなのか、お聞きしたいと思います。

また、関係市町ともウイン・ウインの関係を目指すとありましたが、仮に、市民にとって不利益なことが発生した場合、どのような対応をなされるのか、お聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 今後のスケジュールということでございます。

連携中枢都市圏を形成するための手続、まず3つございます。

このうちの1つ、連携中枢都市圏宣言、これは中心都市となる和歌山市が圏域全体の将来像を描き、経済の牽引あるいは暮らしを支えるという役割を担う意思があることを宣言するものということです。

もう1つが、連携協約の締結、これは連携する市町が取り組みに関する協約をそれぞれの議会の議決を得た上で締結するものとなっております。

それから、もう1つが、連携中枢都市圏ビジョンの公表ということで、これは和歌山市が圏域で行う具体的取り組みを取りまとめて公表するものでございます。

今後の目標スケジュールとしましては、10月に和歌山市が連携中枢都市宣言を行う予定と伺っておりまして、4市1町の首長による検討会議や外部有識者会議を開催し、各方面から意見を聴取して検討を進めていくと聞いております。

こういった手続が進められますと、それぞれの議会に連携協約締結の議案を上程し、議決をいただきましたら、和歌山市がビジョンを公表する見込みと聞いてございます。

それから、岩出市としての考え方ですけれども、まず広域化する行政課題への対応、また、先ほど議員のご質問にもありましたけれども、本市においても、近い将来、人口減少が想定されている中、今後も行政サービスを維持・発展させていくためには、広域的な視点に立った効率的な行政運営が必要であると考えております。和歌山市と近隣市町の双方が利益を享受できる取り組みを見出し、圏域内で連携していきたいというふうに考えてございます。

それから、岩出市にとって不利益なことが発生した場合というご質問ですけれども、連携事業につきましては、地域の実情に応じて連携市町で柔軟に定めるもので、市民サービスの低下や不利益が生じないように、事業ごとに慎重に協議を進めているところです。ただ、不利益と思われることが生じた場合は、その都度、連携市町で協議することとなっております。どうしても不利益と思われることにつきましては、連携する必要がないと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 連携中枢都市圏ビジョン懇談会を設置し、各方面から意見を聞くということですが、この懇談会はどのようなメンバーで構成されておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、紀の川市との連携で、消防や病院等の一部事務組合を今現在設置しておりますが、今回の連携の中で、一部事務組合はどうなっていくのか、お聞きしたいと

思います。

最後にですが、今回の連携中枢都市圏を既に導入している各市がございます。その市が最も苦勞した点について、このような事案がありました。最終的に市町村合併を目指しているのではという誤解をされ、理解されるのに大変苦勞されたそうでもあります。今回の連携中枢都市圏についても市町村合併を目的にしていらないと思いますが、明快な答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 まず、外部有識者会議ビジョン懇談会ということの構成です。これにつきましては、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱で定められておりまして、取り組みに応じて、産業、大学、研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通など、連携教育等に関連する分野や機関の代表者と規定され、特定の市町に特化することなく、全体的な視点で意見をいただける方に助言等をいただくということになってございます。

それから、紀の川市との一部事務組合の関係ですけれども、これは那賀地域においてそれぞれ役割を果たすものでございまして、現段階において、一部事務組合についての議論はなされておられません。

それから、最後に、市町村合併の件です。市町村合併につきましては、地方自治法第7条に市町村の廃置分合ということで規定をされたものでございます。今回の連携中枢都市圏というのは、地方公共団体相互間の協力の1つのあり方として、共同処理ということですが、連携協約という形で、地方自治法第252条の2に新たに加えられたものでございますので、前提が全く違うものでございます。したがって、合併を目的にしたものでないということを明確に申し上げておきます。

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の図書館運営と環境整備について、質問をいたします。

岩出市立図書館が平成18年に開館されて以来、多くの市民の皆様が喜ばれ、図書館を利用されております。また、現在までさまざまな環境整備もなされ、充実もなされております。そこでお伺いいたします。

1点目に、図書館利用者数と運営状況について、お聞きいたします。

2点目に、最近では、殺菌消毒など感染防止が注目され、さまざまな施設の出入

り口などにアルコール消毒剤が置かれております。図書は多くの方が利用されることから、図書洗浄器の設置の考えについて、お聞きいたします。

3点目に、図書館での自習の禁ずる動きは、昭和45年ごろから始まったそうですが、近年では自習室を設ける図書館がふえており、学生や保護者から喜びの声が寄せられているそうです。そこで、岩出市立図書館での自習スペースの考えについて、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

玉田議員ご質問の2番目の1点目、図書館利用者数と運営状況について、お答えをいたします。

岩出図書館には、本館のほかに1つの分館と3つの分室がございます。分館とは、駅前ライブラリーのことで、3つの分室とは、総合保健福祉センター図書室、中央公民館図書室、上岩出地区公民館図書室のことを指しています。

分館、分室も含めた過去3年間の入館者数、貸し出し冊数、貸し出し人数について、お答えをいたします。若干長くなると思いますが、よろしく申し上げます。

岩出図書館全体での平成26年度の入館者数でございますが、20万471人、貸し出し冊数は33万8,369冊、貸し出し人数は10万9,843人です。

その中で、入館者数の内訳につきましては、岩出図書館16万5,440人、駅前ライブラリー1万1,221人、総合保健福祉センター図書室2万1,251人、中央公民館図書室652人、上岩出地区公民館図書室1,907人です。

貸し出し冊数の内訳でございますが、岩出図書館31万4,670冊、駅前ライブラリー1万1,258冊、総合保健福祉センター図書室1万142冊、中央公民館図書室634冊、上岩出地区公民館図書室1,665冊です。

次に、貸し出し人数の内訳ですが、岩出図書館10万572人、駅前ライブラリー4,341人、総合保健福祉センター図書室3,605人、中央公民館図書室375人、上岩出地区公民館図書室950人となっております。

次に、平成27年度の状況について申し上げます。

図書館全体では、入館者数は20万5,813人、貸し出し冊数は36万4,027冊、貸し出し人数は11万7,913人です。

うち入館者数の内訳ですが、岩出図書館17万1,338人、駅前ライブラリー1万988人、総合保健福祉センター図書室2万940人、中央公民館図書室441人、上岩出地区

公民館図書室2,106人です。

貸し出し冊数の内訳ですが、岩出図書館33万2,915冊、駅前ライブラリー1万1,712冊、総合保健福祉センター図書室1万7,201冊、中央公民館図書室577冊、上岩出地区公民館図書室1,622冊です。

貸し出し人数につきましては、岩出図書館10万7,062人、駅前ライブラリー4,474人、総合保健福祉センター図書室5,106人、中央公民館図書室313人、上岩出地区公民館図書室958人となっております。

最後に、平成28年度について申し上げます。

図書館全体では、入館者数は19万7,829人、貸し出し冊数40万553冊、貸し出し人数11万1,524人です。

入館者数の内訳ですが、岩出図書館16万5,052人、駅前ライブラリー1万944人、総合保健福祉センター図書室1万9,045人、中央公民館図書室788人、上岩出地区公民館図書室2,000人ちょうどです。

貸し出し冊数の内訳ですが、岩出図書館36万6,975冊、駅前ライブラリー1万2,718冊、総合保健福祉センター図書室1万8,662冊、中央公民館図書室525冊、上岩出地区公民館図書室1,673冊です。

貸し出し人数の内訳ですが、岩出図書館10万1,034人、駅前ライブラリー4,287人、総合保健福祉センター図書室4,914人、中央公民館図書室329人、上岩出地区公民館図書室960人となっております。

次に、運営状況についてでございますが、岩出図書館開館以来、利用者の皆様のご意見を勘案しながら、改善や見直しを行ってきているところでございます。平成28年度から図書の貸し出し冊数を5冊から10冊に、視聴覚資料の貸し出し期間を1週間から2週間に変更し、平成29年度から貸し出し利用対象を変更し、和歌山県内在住の方及び近畿大学生物理工学部に通勤・通学されている方に対象を拡大しました。

ほかにも資料を館内で持ち運ぶためのかごや貴重品入れの設置、乳幼児サークルの設置など、利用者の皆様が快適かつ安全に図書館を利用していただけよう取り組んでおります。

さらに、内容面では、小中学生の家族での読書推進を図るため、お勧めの図書リストと読書記録をつづった「うちどくノート」と呼ばれるものを本市独自の施策として、全小中学生に配布しています。

また、県内自治体に先駆けて、平成26年度から学校への司書派遣を始めたほか、

平成27年度からビブリオバトルを市独自で開催するなど、読書離れが進む若年層への対策を充実してきています。

また、広く市民の皆様の読書活動推進のため、岩出図書館では季節に合わせた催し物を開催したり、講演会や映画会などを積極的に開催するなど、市民の皆様の図書館利用促進に努めてございます。

岩出図書館は、ことし5月14日に入館者200万人を達成いたしました。今後も市民から愛され親しまれる図書館を運営を推進し、利用者の皆様のさらなる利便性を考え、十分な検証を行いながら改善や見直しを行い、岩出図書館のさらなる充実・発展に努めてまいります。

次に、2点目の書籍消毒器の設置について、お答えいたします。

書籍消毒器には、紫外線を使って書籍を殺菌消毒し、送風により書籍に挟まったごみやにおいを取り除く効果があり、特に、アレルギーのある方や感染症の予防に効果があります。利用者の皆様に、岩出図書館の資料を清潔・安全・快適にご利用いただけるよう導入を研究しているところでございます。

次に、3点目の自習スペースの考え方について、お答えいたします。

岩出図書館の閲覧席は、図書館資料を用いての読書や調査研究を行うためのものとして限定して設置してございます。そのため図書等全て持ち込みでの学習についてはご遠慮いただいているところでございます。

図書等全て持ち込みでの学習を希望される方には、公民館に設置している学習支援ルームでは可能であることをお伝えし、公民館の開館時間をご確認の上、ご利用いただくようご案内しているところでございます。

また、平成27年7月から岩出図書館の分室である中央公民館図書室でも、図書等全て持ち込みでの学習が可能となり、昨年あたりから中央公民館図書室を自習で利用される方が増加してございます。

なお、大会議室や小会議室の開放につきましては、これらの会議室は、イベントの開催や準備で使用していることが多く、また、カウンターから目が届かず、防犯上問題があるので、自習室としての開放は考えてございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般を質問させていただきます。

1つ目、一乗閣について3点、2つ目、みんなのメダルプロジェクトについて4点、3つ目、介護予防について2点、質問させていただきます。

まず、一乗閣について。

この夏、和歌山県観光局長に、和歌山県の観光戦略についてお話を伺いました。和歌山県を訪れる観光客は年々増加しており、28年度は前年比104.4%、3,487万人とのことでした。県では、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等さまざまなメディアを活用し、まだまだ知られていない和歌山の魅力に関する情報発信と提案をしています。

その中で、岩出市に関するものは、テーマ「水の国、わかやま。」の中で、紀の川の伏流水で醸造している吉村秀雄商店が紹介されていました。さらに、わかやま歴史物語としては、72万石を誇った巨大宗教都市として根来寺を取り上げています。

岩出市では、根来寺周辺観光促進事業としての道の駅「ねごろ歴史の丘」の建築工事が着工し、年内のグランドオープンが待たれるところです。根来寺周辺に位置する旧和歌山県議会議事堂である一乗閣は、この夏、7月31日に重要文化財として指定を受けました。重要文化財が市にあるということは大変名誉なことです。この一乗閣を岩出市の観光資源として生かすべきと思います。

そこで、市民の方々に一乗閣について知っているかと尋ねると、知らないと答える方が多く、残念な思いをしています。今後、もっと岩出市を含み、和歌山県内外の方に一乗閣を知ってもらう仕掛けが必要なのではと感じています。

1点目、オープン後の入場者数と施設の利用件数をお教えてください。

次に、岩出市以外の他市から来た人が根来インターでおりて一乗閣に向かったが、案内標示がわかりにくかった。カーナビの案内で向かったが、赤井工作所や根来SL公園に行ってしまったと聞きました。

2点目、案内標示をわかりやすくする考えは。

3点目、竹灯籠、紙コップランタン等でキャンドルイルミネーションをするなど、市民の方々と協力してイベントを開催するなどの仕掛けで、他市からの観光客の増加につなげてはどうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

奥田議員のご質問、一乗閣について、一括してお答えいたします。

1点目、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の入場者は、平成28年4月1日のオープン以来、平成28年度は1万2,751人、平成29年度は8月末現在3,281人、合計1万6,032人となっています。

施設の利用件数につきましては、平成28年度は14件、内訳として、市・県等主催7件、ねごろ歴史の丘観光推進協議会主催2件、一般貸し出し分5件となっています。平成29年度は8月末現在8件、内訳として、市・県等主催3件、一般貸し出し分5件となっています。

2点目、案内標示がわかりにくい件につきまして、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の案内標示につきましては、県道泉佐野岩出線に3枚と施設の道向かい「ねごろ歴史の丘」の看板に標示してございます。標示の方法は、正式名称である旧和歌山県議会議事堂、その後ろに、岩出市民に親しまれた愛称である一乗閣と括弧書きで記載しております。

また、現在進めている道の駅の整備と並行して、施設の案内看板等の設置も行い、既に国道24号備前交差点と県道泉佐野岩出線、岩出根来インター南交差点では、「道の駅ねごろ歴史の丘」の案内標識の設置が済んでおります。

今後は、「道の駅ねごろ歴史の丘」として、案内標示や情報提供に力を入れるとともに、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）など、個々の施設についても広く皆様に知っていただけるよう案内に努めてまいります。

なお、カーナビの地図情報は順次更新されますが、道の駅につきましては、比較的早く地図に登載されるようであります。最近では、Googleマップに「道の駅ねごろ歴史の丘」、「旧和歌山県議会議事堂」、「ねごろ歴史資料館」も登載されております。

3点目、市民と協力し、一乗閣を盛り上げるイベントの開催や仕掛けが必要ではとのご質問につきまして、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）は、市の観光の拠点施設であり、市外や県外からの観光客誘致のため、商工会、観光協会、飲食業組合など7つの市内各種団体等から構成する「ねごろ歴史の丘観光推進協議会」と力を合わせ、観光振興に取り組んでおります。観光施策の実施に当たりましては、市民の皆様を含め、広く関係者の方々のご理解とご協力が不可欠でございます。今後も観光PRやイベントの開催など積極的に取り組んでまいりますので、ご協力をいただ

きますようよろしく申し上げます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 一乗閣を含め、今後、観光振興をどう展開されていかれるのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 今後の観光振興の取り組みについてですが、7月31日に旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）が重要文化財に指定されたことや、ねごろ歴史の丘が道の駅の認定を受けたことなど、この機会を大きな弾みとして、今後も観光客誘致に向けたPRやイベントの開催など、積極的に取り組んでまいります。

まず、12月には「道の駅ねごろ歴史の丘」のグランドオープンを予定しております。昨今の道の駅ブームにより、道の駅自体が観光の目的地となっており、旧和歌山県議会議事堂やねごろ歴史資料館があり、根来寺に近接するねごろ歴史の丘は、市の観光拠点として大きく期待できるものであります。

ねごろ歴史の丘は、岩出根来インターからすぐの距離にあることに加え、周辺にはSL公園、緑化センター、げんきの森など魅力的な施設が多数あり、これらを組み合わせた現地プランの提案などを進め、バスツアーなど団体客の誘致を積極的に行います。

また、飲食と買い物は観光の楽しみの大きな要因であります。現在、建設中の道の駅の新施設におきましても、約120平方メートルの物販店を設置し、和歌山県の玄関口として県内のお土産物全般を広く取り扱う予定であり、一角には軽食コーナーも設け、例えば、ソフトクリーム、コロッケなど名物となるような食べ物も開発してまいります。

同時に、現在営業中のお食事所どころやお弁当などよりよいものとなるように、改良を重ねる必要があると認識しております。

いずれにしましても、実際に運営するのは「ねごろ歴史の丘観光推進協議会」を初めとする民間事業者でありますので、その選定に当たっては、有力な事業者を確保するため、市内事業者だけでなく、視野を広げて対応する必要があると考えています。

今後も岩出市の地方創生の基幹事業として観光促進を図ってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、みんなのメダルプロジェクトについてお伺いします。

広報いわで8月号に掲載されているみんなのメダルプロジェクトについての質問をさせていただきます。

これは東京オリンピック・パラリンピックに向け、家庭に眠っている使用済みの小型家電、携帯電話やパソコン、デジタルカメラなど、いわゆる都市鉱山をリサイクルして、メダルをつくろうという運動です。本年4月1日から始まりました。大会メダルの100%リサイクルを目指す試みは、オリンピック・パラリンピック史上初とのことです。環境省によりますと、日本では、年間65万トンの小型家電が使われなくなっており、その中には844億円分もの貴重な金属が含まれているとのことです。東京大会では、金・銀・銅合わせて5,000個のメダルが必要とのことです。岩出市では、みんなのメダルプロジェクトが始まる前から小型家電の回収を行い、リサイクル事業に取り組んでおられました。

1つ目、岩出市はいつから小型家電の回収を行っておられますか。

2つ目、ことし8月までにどれぐらい回収されましたか。

3つ目、みんなのメダルプロジェクト運動が提唱されてからは、その趣旨に賛同し、参加しているわけですが、この取り組みが市民に十分周知されているとお考えでしょうか。始まってまだ日が浅いこともあり、さらなる啓発の必要性を感じるころです。

4つ目、市民運動会や文化祭などの各種行事において、啓発活動を行う考えはありませんか。岩出市の各家庭に眠っている小型家電をオリンピックメダルに生まれ変わらせるという夢のあるリサイクルを通じて、空き缶や段ボール、古紙など資源のリサイクル率が向上することを願っています。

以上で、1回目の質問を終わります。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の2番目のまず1点目について、お答えいたします。

本市では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、平成26年度に事業者提案型の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業に参画し、平成27年度から小型家電回収事業として、市内11カ所でのボックス回収、岩出クリーンセンターでのピックアップ回収、地区公民館などでの拠点回収により実施しております。

次に、2点目の小型家電の回収量につきましては、平成27年度が7万3,360キログラム、平成28年度が7万485キログラム、平成29年度につきましては8月末現在で3万48キログラムを回収しており、現在までの回収量は17万3,893キログラムで、平成26年度実証事業分を合わせますと19万2,812キログラムとなっております。

次に3点目、市民に十分周知されているかにつきまして、一般的な小型家電回収に関する啓発としましては、市広報紙や市ウェブサイトへの掲載、粗大ごみ申し込み受け付け時などにおけるチラシ配布などによる啓発を行っております。

メダルプロジェクトに関しましては、各回収ボックスに啓発用マグネットシートを貼付したり、庁内にポスターを掲示するなど周知に取り組んでおります。

また、本年6月に実施いたしました小学校への環境学習出前事業におきましても、小型家電リサイクルから抽出される金属で、東京オリンピック・パラリンピックのメダルがつくられることを児童に対して周知したところです。

4点目の啓発活動につきましては、市が主催する行事において普及に取り組んでいるところであり、メダルプロジェクトを含め、今後も継続して行ってまいります。以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今まで回収した小型家電からオリンピックメダルに充てられる資源はどれぐらいありますか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

平成26年度の実証事業から平成29年、本年8月末現在で、メダルの資源となる回収量は、金で0.36キログラム、銀で15.64キログラム、銅で1万1,216.8キログラムとなっておりますが、全てがメダルの資源になるというものではありません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これでは、奥田富代子議員議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、介護予防についてお伺いいたします。

日本人の平均寿命は、男性は80.75歳、女性は86.99歳と発表されました。平均寿命は年々延び、高齢者の占める割合も年々ふえ続けています。市民の介護保険に係る費用が増大する中、抑制は大きな課題であります。その対策としては、生活習慣病の予防や健康寿命を延ばすことなどが上げられます。

岩出市では、住みなれた地域で、いつまでも自分らしく生活するために、岩出げんき体操応援講座を開き、自主的に運動に取り組もうとしている団体を支援しています。岩出げんき体操やシニアエクササイズは、高齢者の活動性を高め、虚弱化を防止し、介護予防に大いに役立つものです。

1つ目、介護予防運動の自主活動を行っている拠点数と参加者数をお教えてください。

次に、フィットネスクラブ運営会社から運動と食事管理を組み合わせた独自のダイエット法の提供を受け、高齢者の介護予防を支援する動きが各自治体で広がってきたという話題が新聞に掲載されていました。それによると、フィットネスクラブ運営会社は、過去5年間に蓄積した約9万人の顧客データを分析し、肥満の原因になる糖質を抑えた食事メニューをメールなどで伝えて、管理し、トレーニングも続けられるようメンタルサポートも充実させたところ、高齢者でも減量と筋肉量のアップが認められたとありました。

最近、筋肉からホルモン、マイオカインというホルモンが分泌され、糖尿病、動脈硬化、大腸がん、認知症、鬱病などを予防すると話題になっています。すなわち運動によって筋肉量をふやすことが、健康寿命を延ばし、介護予防につながると考えます。

2点目、フィットネスクラブが自治体に協力して、運動プログラムを伝授するという取り組みが各地で行われていますが、市の考えはいかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、介護予防についての1点目、介護予防運動の拠点数と登録者数について、お答えいたします。

介護予防の自主活動に取り組んでいるグループは、市が実施いたしましたシニアエクササイズ教室を修了した方たちで構成するグループが、現在、11グループ193名となっております。また、平成28年度から実施しております岩出げんき体操応援講座を受講後、自主活動に取り組んでおられるグループは6グループ68名となっております。

次に、2点目、フィットネスクラブが自治体に協力し、運動プログラムを伝授する取り組みを取り入れる考えは。についてお答えいたします。

岩出市における介護予防の取り組みは、シニアエクササイズ教室、それから岩出げんき体操応援講座等の介護予防教室の実施と教室修了後の自主グループ活動支援を柱として実施しております。市では、これらの取り組みを通して、介護予防だけではなく、高齢者同士のつながりも大切にして事業を進めているところです。

議員ご質問のフィットネスクラブからの市スタッフに対する事業実習のノウハウの指導に対しては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 介護予防運動の自主活動グループにどのような支援をされていますか。

また、先行している他の自治体を参考にする考えはありませんか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の再質問でございますが、自主グループに対してどのような支援を行っているのかという点でございますが、シニアエクササイズの自主グループ活動支援としましては、年1回、運動指導士による運動方法等の再指導、あるいは体力測定を実施しております。それから、岩出げんき体操におきましては、自主活動開始後、6カ月ごとに理学療法士による運動方法の再指導と、それから体力測定を実施し、運動継続への支援を行っております。市としましても、引き続き自主グループ活動への支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、2つ目、他の自治体を参考にする考えはという点でございますが、全国的には、フィットネスクラブ等を活用した介護予防事業を実施している自治体があるということは聞いております。この近隣では奈良県五条市において、民間のフィットネスクラブから市のスタッフが介護予防における食事管理、指導方法等の指

導を受け、介護予防事業に取り組んでいるとのこと。

岩出市におきましては、シニアエクササイズ教室は、既に法人に委託して実施しているということから、法人スタッフに対してフィットネスクラブから実施ノウハウの指導というのは想定しにくいと考えております。しかしながら、他の自治体の取り組みにつきましましては、今後とも幅広く研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時20分)

再開 (10時40分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告3番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の特性である県下一若い自治体としての子育て施策と国保における来年度からの広域化について取り上げます。当局の誠意ある答弁を求めます。

まず最初に、保育料について質問をします。

現在、日本における問題の1つに、少子高齢化という問題が横たわっています。このような状況のもとで、岩出市としてどう対応や対策をとっていくのかが問われます。

まず第1点目として、このような少子高齢化となる中で、子育て支援面としての保育所の位置づけを市としてどう捉えているのか。また、子育て支援面から見た保育料のあり方をどのように捉え、進めているのかをまず最初にお聞きをいたします。

2点目に、岩出市における保育料、他の自治体と比べてどのような保育料の実態であると捉えているのか。県内の自治体において、岩出市よりも保育料が低い自治

体は幾つもあります。私も調査して実態をつかんでいますが、当局から和歌山市、海南市、紀の川市、田辺市など各自治体での3歳未満、3歳以上の基準額を示していただき、どのような違いがあるのかをお聞きをしたいと思います。

同時に、各自治体の保育料の基準額に対して、どのような見解を持っているのかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、県下一若いまちとして、日本の将来を考える上でも子育てしやすいまちづくりを進めるべきだと考えます。若い世代の子育て支援を考えるならば、保育料の引き下げを行い、少なくとも県下一若い人が生活しやすいまちを目指すべきではないのでしょうか。保育料引き下げについて取り組む考えはないのかをお聞きをします。

4点目は、階層区分については、国の基準として8段階の区分が示されていますが、この徴収階層区分をさらに細かくして、所得階層をふやしている自治体があります。定義区分という上においては、海南市は11階層、和歌山市では14階層での区分となっています。岩出市においても、さらなる定義区分を見直して、子育て応援の市政を進めるべきではないでしょうか。

このことをまず最初の質問とさせていただきます。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告に従いまして、増田議員ご質問の1番目、保育料についての1点目、子育て支援面での保育所の位置づけと保育料のあり方をどのように捉えているのかについてですが、保育所は、保護者にかわり子供を保育する生活の場と位置づけられていましたが、平成24年に制定されました子ども・子育て支援法におきまして、地域の子ども・子育て支援の拠点的存在としても期待されることとなっております。

市としましても、保育所がこれまで蓄積してきた専門性を生かし、子育て中の親子が集まる場所を提供することで、孤立化を防止すること、あるいはさまざまな相談に対応することで、子育てに関する不安を軽減することなど地域子育て支援センターとともに、子育て支援の重要な拠点の1つと位置づけています。

保育料につきましては、平成27年度、子ども・子育て支援新制度の施行により、世帯の所得状況を初めさまざまな事情を勘案して、実施主体の市町村が決定するものであると考えております。

2点目、他の自治体と比べた実態についてですが、保育料の基準は国基準及び当

市基準が8階層に分かれておりますので、標準的な基準の年間所得約300万から420万の世帯を対象とした第4階層で比較いたしますと、3歳未満児保育料で、和歌山市が2万4,900円、海南市が1万1,200円、紀の川市2万4,000円、田辺市2万5,000円、岩出市が2万8,800円となっております。3歳以上児保育料は、和歌山市が1万8,900円、海南市8,600円、紀の川市2万1,600円、田辺市2万3,000円、岩出市が2万6,200円となっております。

3点目の保育料の引き下げについてですが、国の徴収基準、それから保育の質の確保、保育サービスを利用している家庭と利用していない家庭の公平性、それから受益と負担の関係性、それから市内幼稚園の保育料との比較などの視点から平成26年度に開催いたしました岩出市子ども・子育て会議におきまして、学識経験者、一般市民、保護者の方などからの意見もお聞きした上で、保育料を設定しており、現在のところ引き下げる考えはございません。

また、4点目、徴収階層区分の見直しにおきましても、国の徴収基準に準拠しているところから、現在のところ見直す考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、当局から各自治体の基準額、これも示していただきました。部長から言われたのは、第4階層の部分の中で言われたと思うんですが、ちょっと例を挙げると、私、第3階層で例を挙げたいと思うんですね。

この第3階層の部分、先ほどのところよりも低い階層です。3歳未満の標準時間、これ1年間計算してみますと、岩出市は、田辺市より4万6,800円、和歌山市6万3,600円、紀の川市6万8,400円、海南市よりも11万8,800円高くなっているんです。

第6階層の3歳未満、標準時間でも、1年間で田辺市よりも2万8,800円高く、紀の川市とは10万3,200円、海南市とでは16万800円も高い保育料となっているのです。

この第3階層の課税所得4万8,600円、俗に言う市民税でいう所得金額という部分では、約130万円の所得の方がこの金額。若い世代にとって、これだけ高ければ大変な負担だと思いませんか。

4歳児以上の保育料についても、田辺市や紀の川市、海南市などよりも高い保育料となっているのです。

国の基準より低いと、常々よく言われるんですけれども、現実には他の自治体よ

りもはるかに高い。これが岩出市の実態です。このことを市は認識しているのでしょうか。改めて、市長にお聞きをしたい。保育料は、他市より高い状況ということはお認めになりますか。また、このことが保護者に大きな負担になっているというふうに捉えているのかどうか、市長の認識をお聞きをしたいと思います。

この23日、岩出市では保育所の運動会が行われます。岩出市の将来を担う子供たちや保護者に、自治体として安心して保育所に預けられ、子育てできるまちの施策が求められているんじゃないでしょうか。保育環境改善を含め、保育料の引き下げをすべきと私は考えます。

再質問として3点、市長にお聞きをしたいと思います。

保育料について、他の自治体より高い実態だとお認めになられるのかどうか。

また、2点目として、この状況が保護者に大きな負担となっているという、こういう認識があたりなのかどうか。

3点目に、保育料の引き下げや基準見直しを考えないのかどうか。

この3点、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の保育料についてお答えをいたします。

まず保育料が高いという市民の声を聞くが、どのように捉えているのかについて、お答えをいたします。

国の示す基準と比較しますと、妥当な金額であると考えております。延長保育や障害児保育などの多様な保育施設の実施、保育の質や内容の充実に努めていることから、それ相応の負担をいただいているとの認識をしております。

また、低所得者に対しては、所得に応じた減額基準を設定しており、保育料の徴収率が99%を超えていることを見ても、適当な水準であると思ってございます。

先ほども申しましたように、市といたしましては、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や病後児保育、一時保育、障害児保育などの通常保育以外の保育サービスも実施しており、今後もさらなる保育環境の充実に図っていきたいと思っております。

保育料の引き下げ、現時点では考えておりません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市長から答弁をいただきました。がっかりしました。非常に私としては冷たい答弁だなと感じざるを得ません。

その一方で、この間、岩出市政においては、平成27年3月に子ども・子育て支援計画、こういうものがつくられてきています。この中で一番最初に、「はじめに」というところに、市長の言葉として、いろんな今後の計画、これを進めていくんだということなんかも書かれています。

その中で、市として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、計画の基本理念として「子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで」を掲げています。「安心して子どもを産み育てる環境をつくります」「地域で子育て家庭を支える環境をつくります」「子どもの最善の利益を支える環境をつくります」「健全な子どもを育む教育・保育環境をつくります」という4つの基本目標から、さまざまな人々とのふれあいやつながりの中で、心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通じて、家庭・地域もともに成長し、夢をもてるまちを目指すものです。

明確に書かれています。

今、市長のほうから、さらなる環境改善を進めます。当たり前のことです。市長みずからが掲げている、そういうことですから、当然そういうものを進めるのは当たり前なんです。しかし、残念ながら、保育料については、まさに子育てを預ける、そういう環境面、そういう面については、これだけ高い保育料であっても妥当な金額だと考えている。99%の方から回収されていることがそれを証明している。これ証明しているんじゃないんですよ。そういう基準だからこそ、先ほども言った130万、所得課税で言うたら、130万のそういった人たちなんかから、生活しんどいけれども払わなきゃいけないから払っているんです。苦勞しているんです。

保育料の見直しは行わない、こういうことも言われました。段階的な解消、改善、これもやらない、こういうことも言われました。市長は、常々、安心・安全のまちづくりでしたか、よく言われると思うんですね。このことを実践していく上でも、若い世代への支援策、保育料の改善対策が求められているんじゃないのでしょうか。私は、なぜこれだけ高い保育料、市として保育料の見直しをしないのか、このことが不思議で私はならないんです。この見直しをしない、こういう理由をお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今、子育て支援はまちづくりの中心課題だと考えている自治体は数多くあります。県内でも、かつらぎ町では保育施策面において、今年度から年収約

360万円未満相当の世帯に対して、新たに保育料の軽減、ひとり親世帯、障害者がいる世帯の保育料を軽減措置、これを対象階層をふやしていくということや、町民税非課税、町民税が均等割のみ課税されている世帯、まさに所得階層が低い、そういう方なんかについては、2人目、第2子については、保育料全て無料化にする、こういうことなんかも取り組まれてきています。

また、全国各地の自治体では少子高齢化、これに対応するために、子供を本当産んでほしいんだと。そして、子供、まち、自分たちの住んでいるところに人口をふやしていく、人口減少にならないように人をふやしていく、こういうための積極的な支援対策、これとっているんです。市として、こういうような、かつらぎ町などのような人口減少対策ともあわせた、子供を産み育てやすいまちとする、そういうためにも保育料の改善を図る、こういう方向性すら岩出市は持っていないんでしょうか。

先ほど、玉田議員の答弁の中で、岩出市でも人口減少が起きる、こういうことなんかも明確に話されていました。このことは市自身は、全ての部署でそういうふうに思っているんじゃないでしょうか。だとしたら、なぜ、人口減少に歯どめをかける、そのための施策を行わないのか、このままどんどん人口が減っていく、そういうことでいいんでしょうか。そうじゃないでしょう。市当局自身、この岩出市、まちがなくならないように、人を減らしていく、そのために日々努力をし、研さんしている、考えているんじゃないでしょうか。

岩出市、こうした人口減少のための、そういうための手だてとしても、保育料の基準額、また、階層の見直し、そういうことなんかも、私は当然考えているものじゃないのかなというふうに思っていたんですけれども、そういうことすら岩出市では考えないんでしょうか。

少子高齢化、この部分について、日々、私たちは子供を産み育てやすいまちづくりに努力をしているんです。よく言っているじゃないですか、部長。そのためにも、私はこういった見直し、すべきだと思います。

このことを最後に、こういう高齢化対策も含めた対応、そういうことなんかにしてもどうなのかという点、最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどもお話をいたしましたように、岩出市におきましては、環境整備の充実に

加え、多様な保育施設や子育て施策の充実を図ることで、子育て家庭を受け入れ、安心して子供を産み育てることができるとのまちの実現を目指しているため、保育料の引き下げを少子高齢化対策の方策の1つとして実施する考えはございません。

それから、人口減の対応、いろいろと施策を考えておりまして、今後、講じてまいります。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　2番目の国保の運営と広域化について質問を行います。

国民健康保険制度については、国の指針により平成30年度から県単位の広域化の方向の国保運営が打ち出されてきています。都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費、納付金の額の決定や保険給付に必要な費用、国保財政の入りと出を管理して、市町村は各自治体ごとに決定した納付金を県に納付をしていくという制度です。

県単位の広域化は行わない方針を打ち出している県が、高知、徳島、香川など6県、行わない方向が、愛媛の1県、未定、わからないが、東京都、秋田、長野、岐阜、大分など16県、検討中の県が、北海道、大阪、兵庫、奈良など19道府県ある一方で、和歌山県は率先して国の方針を取り入れて、県内各自治体に広域化対応への素案、これが出されてきています。

市長として、この国保の広域化に対しては、どのような見解を持っているのか。また、岩出市として国保会計の運営指針はどのように考えているのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、現在、岩出市では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式をとっていますが、県の素案では3方式への方針が打ち出されています。岩出市として、現在の固定資産税に今かかわる資産割ですね、この資産割を含めたこの4方式から資産割をなくす3方式へと変更を考えているのかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、国保会計として、県への納付金額が大きくかかわってくるものです。8月には県への納付金額の決定がされるとしていますが、県への納付金額の決定額は幾らとなったのでしょうか。

4点目は、岩出市として、広域化となった場合、どのようなメリット、デメリットがあると捉えているのかをお聞きをしたいと思います。

7点目として、県の出した素案に対して、各市町村に自治体としての意見を求めてきています。岩出市としては、どのような意見を県に上げているのかをお聞きをしたいと思います。

8点目、県の広域化対応に対して、これから国保運営協議会で議論が行われることとなりますが、国保運営協議会の開催日程はいつを想定しているのでしょうか。

9点目として、広域化も今後の税回収方法の対応について、市としてはどのような対応をとっていかようとしているのかを最後にお聞きをしたいと思います。

当局の誠意ある答弁を求めるものであります。また、国保加入者に対して、温かい手だてが講じられる対応を求めて、1回目の質問といたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の2番目、国民健康保険制度の運営と広域化についての1点目、4点目、7点目についてお答えをいたします。

1点目の平成30年度から県単位の広域化について、市における国保会計の運営方針、国保の広域化に対して、どのような見解を持っているのかについてお答えをいたします。

今般、市町村国保が抱える構造的な問題に対し、国から国保会計への財政支援を拡充することとあわせ、平成30年度より財政運営においては都道府県が責任主体として中心的な役割を担うこととされたものであります。構造的な問題の1つとして、小規模保険者の存在が上げられます。広域化はそれらの小規模な市町村にとってリスクを分散させる効果がありますが、当市からすれば、広域化する意義は必ずしも大きくないと認識をしております。しかしながら、国としては広域化を推進するという方向であり、国保制度の重要性に鑑み、広域化に加わるものであります。

続いて、4点目、岩出市として広域化となった場合、どのようなメリット・デメリットがあると捉えているのかについてであります。広域化により岩出市がどのような影響を受けるか見定めるには、もう少し時間が必要かと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、当市からすれば広域化をする意義は必ずしも大きくないものと捉えております。

続いて、7点目、県の素案に対して、岩出市としてどのような意見を県に上げているのかにつきましては、かねてから県市長会を通じ、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、財政措置の拡充を図ることや県に対しましても国保の運営に係る安定・強化について、要望してきたところであります。

なお、質問の2点目以降、残りの部分につきましては、担当部長より答弁させます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の2番目、国民健康保険制度の運営と広域化についての2点目、県の素案では3方式への方針が打ち出されているが、現在の固定資産税を含めた4方式からの変更を考えているのかについて、まずお答えいたします。

本市の算定方式は、県内市町村の多くと同様、所得割、均等割、平等割に加え、固定資産税額に応じて算出する資産割を含めた、いわゆる4方式を採用して、国保税額を決定しております。県は、国保運営方針の素案において、平成39年度をめぐりに、試算割を除いた3方式への一本化を目指していることから、本市においても今後検討していくこととなりますが、国や県あるいは他市町村の動向を注視し、慎重に判断していきたいと考えております。

3点目、8月には納付金額が決定されるとしているが、県への納付金額は幾らになったのかについてですが、今般、県からは現段階で把握できる数値、条件を踏まえた資産結果が示されておりますが、決定額についてはまだ示されておられません。

続いて、5点目の来年度の医療費の推移はどのように想定しているのかについてであります。平成29年度の保険給付費の推移を月別に見てみますと、昨年度を下回っており、落ちついた状況が続いておりますので、現時点においては急激な伸びはないものと想定しております。

しかしながら、今後、高額な治療や高額薬剤の保険適用が拡大されるなど医療費が高騰する要因が生じる可能性も考えられ、予断を許さない状況にあると考えております。

続いて、6点目、一般会計から繰り入れている現状があるが、広域化後も繰り入れるのかについてであります。一般会計繰入金には、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金などがございますが、これらの法定内繰入金につきましては、法で定められたものでありますので、広域化後も同様に繰り入れを行うこととなります。

また、広域化となってからは、保険給付に要した費用が全額交付される仕組みとなることなど新たな施策が始まりますが、引き続き収納率の向上あるいは医療費の適正化に努めていかねばなりません。

続いて、8点目、今後、国保運営協議会の開催日程はいつを想定しているのかに

つきましては、現段階におきましては、年明けの1月及び2月を想定しております。

最後に、9点目、広域化後における税回収方法の対応認識につきましては、広域化後も賦課及び徴収事務は市町村が行うこととなっておりますので、納期内納税者との公平性を確保するため、今まで同様、収納対策の強化に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 税のかけ方ですね、県のほうは3方式だという形で求めているんだけど、実際には、市として、今の4方式から3方式という形にもし仮になるとすれば、この低所得者の方にとっては、まさに大幅な国保の値上げになる、こういうことは必至になるわけです。私は、ぜひとも、今後も引き続いて4方式の対応を求めていきたいんですけども、先ほどの中では、この方式については、今後検討していくということが言われました。この検討については、いつまでこれをされるのか。

当然、こういうことが検討されるというのであれば、この後にも言いますけれども、この国保運営協議会、このことにも大きくかかわってきます。こういう点では、検討そのもの自身がいつまでに結論を出すのか。

そして、国保運営協議会、先ほど、1月もしくは2月だと言われました。来年度の税額を決めていく、こういう部分において、岩出市では何回この国保運営協議会、これが開かれるんでしょうか。今のお話だと、事前にこの国保運営協議会、これを開くんじゃなしに、1月、2月のその時点で、一発で、1回、たった1回の審議会で税率を決めていく、こういうことになると思うんです。しかし、これまでは岩出市での国保の運営協議会、何度も開かれた上で、最終的に税額を決めていく、こういうことが行われたんじゃないでしょうか。

今年度、この国民健康保険税、大きな値上げがされました。国保利用者が本当に苦しんでいます。このときでさえ、少なくとも数回、この協議会開かれているんじゃないでしょうか。ましてや、制度そのもの自身が根本的に変わるというこの広域化において、たった1回でそういう議論すること自身、私はどうなのかなというふうに思うんです。

その点では、国保運営協議会、例年、いつ行われて、そして、どのような対応をとってきたのか、このことを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、一般会計というお話なんかについても若干あるんですが、県の素案の中では、一般会計からの繰り入れは平成35年度までにやめさせるというのが県の素案

の中身です。これが実施されると、国保の加入者、さらに値上げということになるものです。

平成27年度では、一般会計からの法定繰り入れ分ですね、これは岩出市として1万1,057円、これ、今、岩出市されてきています。こういうことをしているのは、まさに、和歌山県下でもこういう国保加入者に対して大きな負担増、そういうふうにしなないように繰り入れしている自治体、やっぱりまだまだ少ないんですね。そういう点においては、まさに、岩出市の対応、これは国保利用者の立場に立った、そういう対応だと思うんです。

しかし、今後、県が今のやっているような繰り入れを認めないということを実施するのであれば、27年度水準でさえ、1人当たり1万1,057円上がることになりま。そういう点では、この岩出市としての対応、これちょっと改めて、先ほど私わかりにくかったんで、改めてお聞きをしたいと思うんですが、こういう一般会計からの繰り入れ、この部分については、来年度以降、どのようにされるのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

そして、もう1点は、先ほど市長のほうからメリット・デメリット、この点においては国への財政支援を求めている。安定強化のために、国に対してのそういうような要望だったと思うんですね。私は、この点については至極当然のことだと思うんです。しかし、今回の広域化、この部分については、今言ったように、少なくとも一般会計からの繰り入れ、これ、岩出市としてそういうことをしなければ、国保加入者の負担になる、こういうことを県に言うのは当然だと思う。一般会計の繰り入れを認めると。

また、3方式についても、こういうことをされれば、とんでもないことになる、大きな負担になる、こういうことも当然だと思うんですね。

また、国保の運営、これが移行することによって、懸念することとして、今言ったような保険料の大幅変動、事務上の負担増やミス、システムトラブルなどの心配ということなんかも全国的な調査をした新聞などの中で、こういう心配なんかも上げられてきています。

そして、同時に、職員の中のある自治体の方ですけれども、何よりも医療環境が改善されるわけでもないのに、突然、保険料が上がったら、住民の理解を得られないと。これ、自治体関係者、自治体等のそういう担当者の皆さんなんかも言っているんですね。そういう点でいうと、この岩出市の担当の皆さんなんかが、本当に自分たちの仕事、そして、自分たちの行政の中でどういう状況になっていくのか、ま

た、どういう市民感情というものになっていくのか、そういうものについての懸念、こういうものがなかったというのは、私は本当に非常に残念なんです。

そういう点では、今、国保制度が大きく変わろうとしている中で、私は、少なくともこうしたデメリット面、これを上げる必要が、また私の思っていること以外にも、まだ本当にあるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そういう点については、こういうデメリット面、行政として、どのような議論、これがされてきたのか、この点お聞きをしたいと思います。

そして、医療費の部分については、余り高騰化は考えていないと、伸びはないということでしたので、この点については、国保税の来年度におけるこの部分については影響がないのかなというふうに思うんですが、同時に、税回収という面、制度が変わる中での税回収の面という点について、最後にお聞きをしたいと思うんです。

この間、岩出市においては、滞納、この部分については、今大きな問題になってきていると思うんです。県の素案の中にでも表が載っています。平成27年度における滞納処分の状況、収納対策の取り組み状況というところで、滞納処分の状況、延べ差し押さえ数、世帯として394世帯、5,957万3,716円というふうになっています。この延べ差し押さえ数394件、和歌山県下で断トツに多い。こういう数字になってきています。こういう点においては、今後、国保税広域化によって、さらに値上げになる。ますます払いにくくなる、そういう状況が生まれるんじゃないのかと。

そうでなくても、この間、滞納の回収については、数百万円、200万円近いそういう回収、一括して払いなさいという形で、この方から、この滞納回収されました。この方は、やむなく銀行から高い利息で借金をして滞納分を払ったそうです。そのため、今ますます生活が苦しくなっています。このような対応は、国保加入者の生活が成り立たなくなるというふうに当局は考えていないんでしょうか。

市税においては、この税回収面で生活できなくなる、そういう金額以上は法的にできないというふうにされているんじゃないでしょうか。どうして、今このような回収を行っているのか。一括して数十万、50万、100万というような、そういうことを払わせる理由、こういうものについて、岩出市としてそういうことを行っている理由と、それがどういう形でできるのか、このことを再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。たくさんございました。

類似のご質問に関して、一括してお答えをさせていただく場合もございますが、ご了承くださいたいと思います。

まず、3方式、いわゆる課税に関して3方式になると、どうなるのかというのは、いつまでに結論を出すのかというような趣旨であったかと思えます。保険税につきましては、国保広域化の論点の1つとして取り上げられております。県のほうでは10年程度の時間をかけて検討していくと聞いておりますので、現時点で、実際どのようになっていくのか、見通しのつきにくい状況であります。したがって、具体的にシミュレーションして、いつどうするというようなことを申し上げる段階ではないと考えております。

それから、国保運営協議会、1回しかやらないのかという、たしかご質問であったかと思えます。私、先ほどの答弁の中で、1月及び2月と申し上げました。及びという言葉の意味は、1月と2月、2回やるという予定ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、本年8月にも協議会は開催させていただいておまして、そのときにも、広域化についての全般的な説明は行わせていただいております。

それから、一般会計からの繰入金の関係の再質問ですけれども、国や県は広域化によって財政の安定化を図っていくという方向性の中で、一般会計からの繰入金についても考えておるところです。

これに関しましては、それぞれの市町村、事情は異なりますけれども、岩出市におきましては引き続き財源確保としての国保税収納事務の適切な実施、それから、保健事業などによる医療費適正化の取り組みを進めて、岩出市としての国保の安定した運営に努めるというふうに考えております。

それから、税の回収で差し押さえが一番多かったという点であります。税の収納に関しましては、負担の公平性という点から重要であると考えております。負担していただける能力のある方に、適正にお支払いいただくように毅然と対応するというところの結果であると考えておりますし、先ほど、例を挙げていただきましたが、ちょっと個別具体例、背景、全てをお聞きしないと何とも言いがたいところですが、支払いの難しい方に関しましては、相談に応じ、適切に対応しているものと考えております。

それから、国保運営協議会、例年、何回開催されているのかというところでありまして、例年夏ごろと冬ごろ、大体2回あるいは3回開催しておるところです。

それから、デメリットに関して、どのような議論がされているのかというところ

であります、担当レベル、事務レベルでありますと、県との担当者会議あるいは説明会等の中で、いろいろお聞きしてきた中のことを内部でいろいろ検討はしておるところであります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 メリット・デメリットの点についてはあえて言いませんが、非常に私としては、県に対して、少なくとも市として、やはり懸念されること、こういうことが上げられなかったというのは非常に残念なのかなという点だけ、当局に対してのお小言じゃないんですが、市として、今後ともしっかりと運営していくために、今後とも国保運営協議会、これに向けて協議していただければなというふうにも思っています。

それと、最後までわからなかったんですが、一般会計からの法定外、この法定外についての繰り入れ、これについては来年度以降、市としてどうするのか。今後とも繰り入れていくのか、いかないのか、これがちょっと最後まで、私よくわからなかったので、来年度以降、一般会計からの法定外の繰り入れ、これについてはどうされるのかという点、これをお聞きをしたいというふうにも思います。

それと、国保の広域化の面、この面については、今後このことによって、少なくとも私は懸念されるのは、岩出市としての国保税、これが上がるのではないかと。そして、そのことによって、ますます、先ほど言った、税が上がることによって、回収がしにくくなっていく、そういうふうになる懸念があるんじゃないか。このことは同時に、今でも県下一高いこの差し押さえ、これがされているこの状況、ますます岩出市、ふやされていく、そういう懸念があるんじゃないのかなというふうに思うんです。

そういう点でいうと、この差し押さえ、これについての市としての差し押さえを行う場合の基本的な考え、基準、これについてはどう考えているのかという点、お聞きをしたいと思うんです。

それと、方式ですね、最初にも、4方式から3方式へされてくると。市としては検討している状況だということだったんですが、この3方式になった場合、市としては4方式から3方式になった場合、特に、低所得者に対して、この保険料というのが4方式から3方式になった場合、どのような状況になる、そういうふうにご検討されるのかという点、この点を最後にお聞きをして、質問を終わりたいと

思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、一般会計からの繰入金のお話であります。先ほど申し上げましたように、国や県は広域化により財政の安定を図っていくという中で、繰入金についても考えておるといふところでもあります。岩出市としましても、引き続き国保の安定した運営、これには財源確保としての収納事務の適切な実施あるいは保健事業の実施などによる医療費適正化の取り組み、これが大変重要であると考えておりますので、今後も適切に運営をしてまいりたいと考えております。

あわせて、国保税の収納の件であります。先ほども申し上げましたように、負担の公平性、やはり大事なことでありますし、負担していただけるにもかかわらず、正当な理由なくお支払いいただけない方に関しましては、やはり毅然と対応していく中で、負担の公平性を維持していきたいと考えております。

それから、4・3方式による低所得者の方への影響というところではありますが、資産割、これをなくすことによる影響につきましては、納税者の方それぞれ資産の保有状況、それから、資産以外の所得の状況、それから、あるいは所得割などの残る3つの割の構成割合、これがどうなるかなどにより、いろいろ変動していくということで、数え切れないパターンが想定されております。現状では、押しなべた形でどのような影響があるかということを上上げるのは難しいかと考えております。

広域化に対しましては、それぞれ市町村の置かれた状況により違いはありますが、何らかの影響は出てくるとは考えております。しかし、我々、日本の国の中の和歌山県の中の岩出市というところでもありますので、国の方針に沿って広域に参加していくものでありますし、それについての影響については適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○増田議員 議長、一般会計からの繰り入れというのは、入れるんか入れないのかというので明確に答えてよと言うてるねんけども、すごい曖昧でどっちかわからへんよ。その辺のとこ、再度しっかりと、それだけは答えておいてほしいんです。

○山本生活福祉部長 お答えいたします。

広域化による1つの目的は、財政の安定を図っていくという中で、一般会計の繰

入金についても問題とされておるところであります。岩出市としましては、財源確保、国保税の収納事務などの財源確保の実施と、それから、医療費の適正化の取り組みにより一般会計からの繰入金について、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告4番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

1つ目は、農免道路歩道設置工事について。

農免道路の歩道設置は、多くの市民の方々の願いでありました。歩行者を初め自動車を運転する側にとっても安全をともに確保するためには、必要な設置事業です。ことし3月に市道山西国分線の中黒地内において歩道設置工事が完成されました。ところが、完成間もなく、新たな水道工事が行われてきています。この状況を見た市民の方から、なぜ、また工事をするのか。歩道設置のときに同時に工事ができなかったのか。これは税金の無駄遣いではないのかとの声が、私どものほうに届いております。道路工事と水道管の移設工事、違う工事であっても、市民の目線から見ればわかりにくく、同じに見えてしまうものです。

そこで、歩道完成後、新たな水道工事が行われているが、当初の計画はどうだったのか、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、なぜ、同時に工事が行われなかったのか。市民の皆さんが疑問に思っている点でもございますので、答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 市来議員ご質問の1番目、農免道路歩道設置工事についての1点目、歩道完成後、同じ場所で新たな水道工事が行われているが、当初の計画はなかったのか。2点目のなぜ同時に工事が行われなかったのか。道路工事における市の考え、対応策は。について、一括してお答えいたします。

初めに、工事間の調整につきましては、市内の主要な道路には、上水道、下水道、ガス管、電気、通信など生活に必要な施設が埋設されています。これらを設置する

ために道路の掘削工事が行われますが、個別の事業者が施設の設置を行えば、工事箇所がふえることから、路上工事を効率よく減らし、交通の円滑化を図るため、道路管理者の国・県・市及び水道・下水・電気・ガスなどの占有者、警察、消防等で構成された道路掘り返し規制連絡協議会で、工事の場所、工程、施工方法などが協議され、掘削工事を抑制する調整を行っており、さらに個別の案件について、それぞれ道路管理者と占有者で詳細に協議を行い、計画的に工事を行っております。

当該道路工事につきましては、歩道設置工事だけでなく、渋滞対策として、市道山西国分線と市道西安上中区の1号線、通称水道道との交差点改良工事で、市道山西国分線に右折レーンを設置し、あわせて北側の歩道未整備の区間を整備するものです。

また、水道工事につきましては、市道山西国分線に埋設されている水道管は、本市の広範囲を供給する幹線であり、昭和48年に施工され、老朽化が進んでいることから優先的に更新を進めており、今回の工事箇所は、市道安上中島線との交差点から住吉川の西側までの区間でございます。

工事期間につきましては、道路工事が平成28年度から29年度の2カ年、水道工事は平成29年度で実施する計画で工事を進めております。

水道管理設場所につきましては、主に北側の歩道の下に計画しており、歩道の路側擁壁工施工後でなければ水道管の埋設ができないため、歩道工事がことし3月末に完成しておりますが、水道工事着手まで、歩行者の安全確保のため、アスファルトで仮舗装としております。

水道工事完了後、本復旧を行う計画でございます。水道工事は今年度6月に着手し、11月末の完成を予定しており、新設の水道管に送水を切りかえた後に、道路工事の南側の路側擁壁工事に着手することとしております。

道路での工事については、市民生活への影響を少しでも軽減できるよう、今後とも道路掘り返し規制連絡協議会等で情報を共有し、より一層連絡調整を密に、計画的に工事を進めるよう努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩

(11時50分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松下 元議員から体調不良のため、欠席の届け出がありましたので、ご了承願います。

一般質問を続けます。

市來利恵議員の2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目の質問に参ります。後期高齢者の検診について。

我が国では、世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進展しており、今後も高齢者の大幅な増加が見込まれています。特に、私たちの和歌山県においては、全国よりも早いペースで高齢化が進んでいます。

和歌山県広域連合の被保険者数は、平成26年1月末現在で14万8,983人で、今後、高齢化の進展とともに増加するものと考えられ、平成32年度には16万5,000人を上回ると予想されております。この岩出市においても若い世代が多いとはいえ、65歳以上の方が、平成29年8月現在で1万1,692人いらっしゃいます。

今後、高齢者ができる限り長期間にわたり充実した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康保持増進を推進することは非常に重要であると考えております。

和歌山県後期高齢者医療広域連合の保健実施計画資料では、和歌山県の平均寿命は、男性が79.07年、女性が85.69となっています。和歌山県の健康寿命は、男性が70.41、女性が73.41、全国平均は、男性が70.42、女性が73.62です。健康寿命とは、健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されており、生存、死亡と自立、要介護の状況を総合的にあらわした指標となっています。

和歌山県の死因別死亡順位を見ますと、1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が肺炎、4位が脳血管疾患です。岩出市の状況は悪性新生物が県内でもトップとなっています。死因別標準死亡比、全国を100とすれば、男性が100.7、女性は101.9と若干上回っております。また、心疾患や脳血管疾患は100を下回っておりますが、肺炎については、女性が115.7となっております。生活習慣病保有率については80%を超えるという状況があります。早期発見・早期治療が医療費の高騰を抑え、さらには介護との関係性も大きくかかわってきます。

そのためには、健康診査、健診が大きな鍵になってきます。受診率は、平成21年度以降、年々増加しており、平成26年度は受診券を被保険者全員に送付する方法に変更したこともあり、平成25年度に比べて、約2倍に和歌山県内で受診が上昇して

いるものの、全国と比較すると大変低い水準となっています。市町村別の受診率は最も高いところでは15.2%であり、最も低いところは3.2%と差が見られています。

岩出市においては、平成26年度では被保険者数4,113人に対し、受診者数は468人、率にして11.4%です。この数字が県内を比べて高いか低いかを比べるものではなく、もっと引き上げることが、先ほども言いましたように、早期発見・早期治療につながる。また、健康を維持していく。それが介護生活にもつながっていく。こういうものだと考えます。

そこで、75歳以上の方の各種検診率については、どのようになっているのか、具体的に答弁を求めたいと思います。

2つ目は、2016年8月に行われた組合議会において、集団検診について、既に47都道府県のうち41都道府県で、75歳になっても集団検診が受けられるようになっていくことが紹介され、集団検診のメリットについて、市町村によるきめ細かい案内ができることや、検診率向上の取り組み強化、検診費用が安くなり、被保険者の健康状態を市町村自身が把握できるなどを上げ、実施を行うようやりとりがされております。

それに対し、広域連合、当時の事務局長も集団検診について、県内30市町村のうち実施可能もしくは条件つきで可能と答えたのが5市町村であることを報告し、早期の実現を目指し、市町村の協力を得たいと答弁されております。

また、広域連合組合の資料にも、市町村が実施する保健事業との連携を図ります。市町村と連携し健康診査の集団検診を実施と書かれてありました。私も委員会などで指摘をいたしました。現在に至ってもまだ集団検診等行われてきておりません。75歳以上の方の集団検診を行わない理由というのはなぜなのか、お答えをいただきたいと思います。

3つ目は、乳がん検診を個別健診だけでなく、集団検診を可能にする考えはどうかであります。これは毎年のように、市民の方から問い合わせがあるのですが、岩出市では75歳以上の方は個別健診、がん検診、個別健診を受診してくださいとなっております。75歳以上は集団検診を行っていないため、個別に受診が必要となりますが、乳がん検診は受診できる医療機関が岩出市にもなく、しかも、医療機関で受ける場合、自力で行くことになってしまいます。自力で行くことが可能であればいいですが、大変難しいとの市民の声をいただいております。こうしたことの乳がん検診、集団で受けるようにということを要望をいたしたいと思っておりますので、答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問、2番目の質問にお答えいたします。

まず1点目、75歳以上の検診率についてでございますが、後期高齢者医療広域連合で実施しております平成28年度後期高齢者健診の受診率は14.8%、また、平成28年度から始まりました歯科健康診査、これは75歳、80歳、85歳、90歳以上の方が対象となりますが、こちらの受診率が6.4%です。また、保健推進課で行っております各種がん検診については、胃がん検診が9.6%、肺がんが18.3%、大腸がん15.2%、乳がん5.2%、子宮頸がん1.8%です。

次に、2点目、3点目につきましては、一括してお答えいたします。

後期高齢者健診は、後期高齢者医療広域連合を実施主体として、市町村の協力により実施されております。一部の市町村を除き、個別健診のみで実施されており、岩出市におきましても、岩出市内及び周辺には個別健診受診可能な医療機関が多くあること、都合のいい曜日や時間を自分で選択できることなど、個別検診の利便性の観点及び市が実施するがん検診とのセット検診を推進する考えから、個別健診としているものです。

また、75歳以上のがんの集団検診につきましては、那賀医師会医師等で構成されます検診部会におきまして、胃がん検診時にバリウムの誤飲、検査台の旋回に伴う落下などの危険がある。それから、検診バスへの乗降時に転倒の危険がある。受診者の体調が悪くなっても個別検診であれば、その場で迅速な対応ができる。75歳以上の方は精密検査が必要な方の割合が高く、個別検診のほうが精密検査を受けてもらいやすいなどの意見をいただき、個別検診のみとしたところ です。

乳がん検診につきましても受診者の安全等を考慮して、個別検診のみとしましたので、集団検診を実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 各種検診率についてお答えをいただきました。健康で長生きを願い、そして早期発見・早期治療をしていただき、医療費の高騰など抑えられる、またそうしていただきたいという、長生きをしていただくためには、検診を受けてもらいたいというところでは、私は多分市も考えていると思うんです。この検診率を聞いたんですが、では、もっともっと検診率を上げるというような考えというのは考えて

おられるのか。その対策については、どのような方法をもってこの受診率を引き上げていくのか。そうしたことについての考えというのをまずお聞かせを願いたいと思います。

2点目は、和歌山県の後期高齢者医療広域連合の保健実施事業計画書から読み取る岩出市の実態、岩出市に何が必要なのか、また、どんな取り組みが必要か、そうしたことを検討してきているのかという点でございます。和歌山県が出しているデータヘルス計画では、細かく県内の状況が載っておりますが、その中での岩出市の、今先ほど申し上げました悪性新生物に対する岩出市の状況の数値だったり、また、1人当たり医療費及び生活習慣病保有者率の状況であったり、または入院したときの1,000人当たりのレセプト件数の分だったり、こちらでは岩出市が和歌山県内でもトップで数値が出ているんですが、こうしたのをを用いて、岩出市に何が今求められているのか。

こういう数値から見て、やはり早期発見・早期治療が、この岩出市では必要ではないかと、私はこのように分析をしたんですが、そうした、こういう県の広域の連合から出している分も使いながら、高齢者の健康をどう市としても考えていくのかという点、これについて、今後、対応策上がっているのかという点をお聞きをしたいと思います。

先ほど集団検診を行わない理由として、どこかの医療機関で受診していたり、胃がんだったりすると、転倒・転落のという部分でもお話がございました。確かにおっしゃるとおり、何か急変したときに対応ができないのではないかとということもありますが、しかしながら、医療機関で通っていらっしゃる方は医療機関で行えるという場合もあります。しかし、その逆に医療機関へかかっていない方もたくさんおられます。そんな方々に対しては、私は個別検診と集団検診を選べるという選択肢もあってはいいのではないかと。

検診の受診率を上げる点から見ても、この集団検診の実施はどうか。先ほどは安全に対する部分で言われましたが、しかしながら、やっぱり私は低い数値、健診を初めとしたがん検診も含めて、後期高齢者が受けている検診率というのは非常に低いのではないかと考えていますので、その辺について、もう1回お答えをしていただきたいと思います。

乳がん検診については、医療機関が、どうしても岩出市にないというのが、1つ問題なんです。やはりこの間でも著名人の方々がこうした病気にかかれたときに、やっぱり自分のほうも大丈夫じゃないかという心配で、やっぱり医療機関にかかり、

検診を受けたいけども、検診を受けるにしても医療機関まで足を運ばないといけ  
ない。ところが、75歳を過ぎているので、なかなか自分の足、力で行くことができ  
ないというのがあったんで、例えば、乳がん検診においては集団検診を、それ以上、  
転倒、ベッドから落ちるといふこともございませぬし、そうした部分では、実際に  
できるのではないかという点があります。

これについて、ぜひ検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いしたいと思っております。

最後になります、人間ドックについても、岩出市としても県の補助を受けてや  
られていると思っております。この人間ドック、健診したとき、助成費用を補助金交付さ  
れていると思うんですが、決算を見ますと、人間ドックを後期高齢者の方が受けた  
のが、たった9件というふうになっておりました。これについても助成を活用して、  
もっともっと人間ドックに受けていただく、人間ドックもあるよという形を知ら  
せていただきたいというのがあるんです。というのは、岩出市人間ドック、後期高  
齢者で調べるんです、ネット上で。ところが、ほとんど出てきません。

そうした連絡、受けれるという形というのは、どのような形になっているのか、  
その辺について、1点お聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、受診率の引き上げ、それから早期発見・早期治療、がんの死亡率、岩出市  
高いということで、それ大事ではないかという、そういう趣旨のご質問だったか  
と思っております。

早期発見・早期治療につなげるためには、がん検診の受診率を上げていく。この  
2つは関連性あるというところでもあります。がんの検診の受診率上げていく、これ  
は75歳以上のみならず、対象となっている年代の方全てにおいて重要なことと思  
っております。

その広報というか、受診率を上げるための取り組みというところになるんですけ  
ども、例えば、広報であるとか、ウェブサイトであるとか、そのようなところでの、  
もちろん広報もさせていただいているところでもありますし、先般行いました市政懇  
談会におきまして、特に、がん検診と特定健診に関しましては、受診をお願いし  
たい。特に、がん検診に関しては、やはり検診で見つかるがんのほうが早期に見つ

かる可能性が高いというところのデータなんかもお示しした上で、市民の皆さんにも受診を促すような取り組みをしているところです。

あと、この検診なんですけど、言うまでもなく、検診をするということは、検診することの利益が不利益を上回るというところで検診を行うということになるんですけども、この場合、利益と申しますと、がん検診であるならば、がんの死亡率を下げる効果がある、あるいは生活習慣病であるならば、早期発見で、早期治療につながるというような、そういう利益、その一方で、検診にも不利益というのはございまして、検診で、例えば、放射線を浴びることによる人体の影響とか、胃がん検診であれば、バリウムを飲んだことで体調の変化が出てくるというような、そういうようないろんな不利益な部分も上げられます。

高齢者に関しては、特に、集団検診においては、いろんなリスクが高まるという懸念を持っておりました。検診において危なかった、バスの段を踏み外す、やはりちょっと体力的な問題があって、ちょっと転びやすいとか、そういう部分で、やはりその現場の保健師からも正式な統計はとってはおりませんが、やはりちょっとひやっとするような事例はふえておるといような報告、私個人も、先般、自分の検診のときに、バスから足踏み外しそうになって、年を感じることもあったんで、その報告もうなずけるものもあるのかなと考えております。

やはり、そういう意味では、医療機関で受診していただくほうが、体調が悪くなった際、迅速かつ適切な対応ができるというような部分、利便性というところで、そこは少し低下するかもしれませんが、この件で、特に、高齢者の検診で我々が最も重視するのは安全面であると考えております。そういうことで、やはり75歳以上の検診に関しましては、個別検診で対応していきたいというふうに、乳がんも含めて考えております。

それから、あと、人間ドックに関しましては、担当課長のほうより答弁させます。以上です。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

後期高齢者の人間ドックが少ないのではないかと、また、啓発をもっと広げるべきではないかということについてであります。後期高齢者人間ドックの定員につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合からの割り当てにより実施をしておる関係で、ご指摘の平成28年度については、そういう形となったものでございます。

今後、この枠を広げてもらえるように、広域連合に対して働きかけをしていく方

針でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 3番目は、デマンドタクシー（乗り合いタクシー）についてであります。

デマンドタクシーの質問については、昨年12月の議会でも取り上げました。今や交通弱者という問題は、過疎の地域だけの問題ではありません。私は、いつまでも住み続けられる岩出市をつくるためには、必要な施策であると考えています。今まで車があるから困らなかったという方、また、息子夫婦と住んでいて移動手段に困っていない方、そんな市民の方々も高齢で車自体を運転しない、また、同居する方も高齢化してきている、こうした問題が地域によっては出てきております。

また、岩出市も人口の増加が進み、核家族世帯が増加しています。高齢者社会を迎えるに当たって、この岩出市としても交通弱者、買い物難民などをなくす取り組み、つくらない取り組みが必要不可欠となってまいります。

デマンドタクシーについて、前回の答弁では導入の考えはないと答えておりますが、高齢者等の交通弱者の日常移動手段について、巡回バスの運用だけで、今後も補えると考えているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、岩出市巡回バスは、市役所を初め公共施設、岩出駅、スーパー等商業施設付近にバス停を設置し、運行しています。さまざまなニーズがあり、巡回バスに対し要望もたくさん出されていると思いますが、高齢者が日常生活の中で、一体どの時間、どこに行きたいのか、外出先はどこが多いのか、具体的な把握については知っているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。また、把握をしているのであれば、それについてお答えをいただきたいと思います。

3点目は、デマンドタクシー1人当たりの予想コストについての試算はどうかであります。

前回の答弁では、1人当たりの予想コスト問題を上げました。これについて試算はどうか、お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、お答えをいたします。

デマンドタクシーについての1点目についてですが、岩出市巡回バスにつきましては、高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保することを目的に運行しており、皆様からご意見、ご要望をいただき、さらなる利便性の向上に取り組んでいるところで、現在のコースや時刻等は、皆様からご意見、ご要望をいただいた蓄積のもと、でき上がっているものです。

ご質問の巡回バスだけで補えるのかにつきましては、路線バスやタクシーと連携することにより利便性の向上が図られるものと考えております。

なお、重度障害者の方には、タクシー料金の一部を助成する制度がございます。

次に、2点目の高齢者の日常生活での外出先、主な場所の把握はどうかについてですが、平成26年度に実施した巡回バスに関するアンケート結果では、買い物、市役所、金融機関、通院等で巡回バスを利用されている方が多いとの回答をいただいております。

3点目のデマンドタクシー1人当たりの予想コストについてですが、平成28年第4回定例会でも答弁させていただいたとおり、デマンドタクシーの導入において、利用者数や一般タクシーとの差別化など種々の問題点があり、現時点では、デマンドタクシーの導入は考えていないことから試算は行っておりません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、市長にお聞きをしたいと思います。

高齢ドライバーによる事故が相次ぐ中、市長は、ことし6月にみずから岩出署に出向いて、運転免許証を自主返納しています。新聞報道では、市長は踏ん切りがつかない感じ、高齢者が自主返納するきっかけになれば、万一事故を起こしたら大変だと思い、自主返納した。岩出市はコンパクトシティで、巡回バスなどもあり、そんなに支障はないのではと記事が掲載されておりました。このニュースは非常に市民にも大きな影響を与えるものと思っています。

私も、たくさんの市民の方々から市長が免許証を返納したこと、会話の中で話題に上がることが多数ありました。市長は、岩出市はコンパクトシティで、巡回バスがあるから必要ではないとお話をされておりますが、実際に免許証を返納したからこそ見えてくる交通機関への対策が実感できるのではないかと考えています。

本当に、今の巡回バスが利用されやすいものとなっているのか。また、今後の交通網の充実、交通弱者対策、市長としてどのように考えるのか、まず1点目、お聞

きをしたいと思います。

次に、デマンドタクシーの1人当たりの予想コストについての試算については、考えていないから試算の部分についてはお答えをいたしませんでした。私は通告制をとっていて、私は1人当たりのコストを昨年12月に当局が答弁になっているので、幾らなのかというのを答えていただこうかと思って、今回の質問の上に上げさせていただいているんです。ところが、デマンドタクシー自身を考えたいから試算を行っていないのかどうかなんですけどね、その辺についてお答えをしていただきたいと思います。

また、一般タクシーとすみ分けの話も出ました。私は、この7月に奈良県の香芝市に行ってまいりました。皆さんがご心配するタクシーのすみ分けについてもお聞きをしたところ、当然、デマンドタクシーと、向こうは公共バスを走らせておりますが、その中でデマンドタクシーをやるに当たって、当然、岩出市にもあるように、公共交通検討委員会という中には、当然、タクシー会社も入っていらっしゃる。その中で、このデマンドタクシーについてのいろいろなご意見を求めたところ、タクシー会社からの話というのは全く出てこなかったということを言われています。

全国でもデマンドタクシーが実施をされる中で、そうした一般タクシーとのすみ分けについての問題点というのを上げられた自治体というのは、私はちょっと今のところ聞いたことがありません。

例えば、そういう話が出たのであれば、自治体として検討、また、そういったデマンドタクシー自身、実施されてきている地域というのは出てこなかったのではないかと思います。

また、前回では、福祉タクシーとのすみ分け等々の話もされました。そもそも福祉タクシーというのは、身体障害者や介護が必要な方のタクシーであり、こういう私たちが言う一般の市民の方々の交通弱者に対するデマンドタクシーとは全く異なるものなので、これについても問題はございません。

奈良県の香芝市を紹介します。香芝市は、人口7万8,722人、面積が24.26です。現在、公共バスとデマンドタクシーを併用した事業を行っています。デマンドタクシーを導入するまでは、岩出市と同じように、市役所や福祉センターなどを中心とした無料バスを走らせていました。しかし、利用者から公共バスについて、さまざまな意見があり、新たな公共交通について調査を開始しています。平成23年4月にはアンケート調査を行い、バスに対する意見の集約、先ほど答弁ありましたように、岩出市と同じような形での集約方法をとっていると思います。

自由に乗りおりしたいなどの要望、また、便が少ない、行きたいところに行けない、こうしたような要望が多数あり、それらを踏まえ、新たな公共交通についての検討を行い、問題点と課題を整理することから始められております。いろんな角度、いろんな視点から検討され、協議を重ねながら、ここではデマンドタクシーを公共バスとともに実施するという形をとられました。

香芝市の基本方針としては、高齢者等の日常生活に必要な移動手段の確保、サービスの水準として、自宅等からなるべく近い距離での公共交通を利用することができる。行きたいところまでスムーズに行くことができるシステム、また、地域の特性に応じた手法選択による均等な移動機会の確保、そして、行きたいという気持ちがありながら、行くことを諦めている人の移動を支援する。居住地域にかかわらず、行きたいところへ移動する機会が公平に得られるサービスを目指す。

サービスを向上させつつ、行政負担を抑えて事業の持続性を確保、行政コストを現状か、それに以下にすることを前提とし、提供するサービスに応じた適切な利用者負担を求める。こうしたいろんなことを検討した結果、市内で全域でデマンド交通を導入を決定しております。

もちろん導入後も3年に1度はアンケート調査を行って、常に分析を行っています。どこからどのように乗られるのか、どの時間帯に多いのか、そうした実態をしっかりと入れながら改善を重ねて運行している。また、バスについても同じです。いろんな状況のアンケート調査をしっかりと行っているが、市民ニーズにどういうふうに応えていくのか、ともにそのような形で行われておりました。

アンケート調査をもとに、こうした分析を行って、市民目線、また高齢者の生活環境を視野に入れている点、こうした行政サービスを公平に得られるように目指す点というのは、学べる点ではないでしょうか。

市民のニーズはどこにあるのか、先ほどお答えになっていただきました。市役所、病院、買い物というふうに言われています。ただ、私はもっともっとこれを細かく分析するというのが非常に必要ではないか。例えば、バスにおいてはどの路線を利用したのか。乗車した停留所、おりるところの停留所、きょうの目的、またバスを利用した目的、どのぐらい頻度で利用されているのか。バスについての満足度、コミュニティバスについての往復利用はどうか。また、どうした時間帯にやっているのか、細かいことをやりながら、高齢化地域というのは、岩出市も当然どこの地域が高齢化が進んでいるかというのは、すごく数字でわかると思うんです。

そうしたところに、どういった願いがあったり、どういったニーズが横たわって

いるのかというのをしっかりつかんだ上で、市がいうコミュニティバスの充実を上げるのであれば、それも含めた上で、ちゃんと分析を行いながら、しっかりと市民の声に応えられるようにやっていく。また、デマンドが本当に必要ではないのかという時点についても、しっかりとこの点をやりながら、アンケート調査などを行いながら見きわめていく、これが必要ではないかと考えています。

当然、岩出市は、今、先ほど1人当たりの分析もやらないから調べない、答えないというのではなく、本当にそれがお金の問題であるというのであれば、1人当たり幾らだったのかというのを答えられるはずだと思います。それについて、しっかりとご答弁を求めたいと思います。

ちなみに、香芝市のほうでは、公共バスに4,200万を使っています。デマンドタクシーには、1回、ここでは200円の自己負担が用いられていますが、4,000万近くで行われています。持ち出しですね。岩出市の場合は、巡回バスに1,446万円、大阪方面バス、コミュニティバス、それぞれ合わせても2,350万ぐらいなんです。それで合わせて、岩出市は3,800万、持ち出しの分がふえるじゃないかという点もあるけども、地域の実態に即した方法でやる方法というのは幾らでもあると思います、いろんな自治体がやっているんですから。

まずはしっかりと市民にどういったニーズがあるのかというのをきちんと調べる。岩出市が本当にデマンドが必要であるのかないのかというのをそこから考えてもいいのではないかと。やると考えてないから、やる方向を持ってないからやらないのではなく、本当に市民がどのように、この岩出市に住み続けられるために、どのような形で思っておられるのかというのをしっかりつかむ必要があると思うので、それについてお答えをいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

私のこと、6月14日、53年持ってた免許証を返納いたしてございます。その大きな要因は何かと申しますと、岩出警察署管内で、平成28年中に発生した事故件数の35%が高齢者がかかわっていたということ、それから、死亡者が64%にも上っていたこと、万が一のときは、あとの人生に大きな変化が出てくるということでもあります。

免許証を返納したらどうやということになりますと、やはり多少不便さは感じますが、その中で自分自身で努力、それから、いろいろと解決していかねばならない

など思っております。

その1つが、人との交流、交友関係を大きく広め、特に、若い人たちとの交流を深め、外出時には乗せていただくという手段をとりたいなど思っております。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーの導入についてですけれども、バスの役割分担あるいはタクシーとのすみ分け、福祉移送サービスとの整合、この話、前回の12月の議会の際にもさせていただいて、今回もさせていただきました。また、市来議員からも再質問の中へ出てきております。ただ、小規模な需要に対するコスト面に、個々のニーズに対応する利便性をどこまで追求するかという考えも必要でございます。

我々、皆さんに納めていただいた大切な税金を使い、行政を進めております。行政を進めるに当たっては、それぞれ施策の利点と欠点、この両面を検討する必要があります。このことからデマンドタクシーの導入については、その考えはないということでございます。そういうことで試算も行っていないということです。

ただ、今後、高齢化や高齢者の運転免許証返納等による交通弱者の増加に対応するため、他の自治体のデマンドタクシーの取り組み状況の情報収集すると、前回も申させていただきました。これからもさせていただきます。ニーズ調査についても研究はさせていただきます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、5点にわたって質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目ではありますが、現在、根来地区内において、住持池及び中左近池周辺、開発がされております。この地区の森林は先人から受け継いだものであり、雨水をため、洪水や渇水を防止する機能で、根は土を支え、下草で表土を覆い、土砂災害を防止する機能を持っております。

また、それ以外にも森林はそのような働きを持っております。このような働きを持つ森林が、開発によって無秩序に失われないように、自然環境の破壊にならないようルールを定めた上で、開発の許認可がされていると思っております。

この制度、林地開発許可制度というものでありますが、これは森林法に基づいて定められており、森林開発許可制度の対象となる森林は、保安林または海岸保全区域外の民有林で、地域森林計画の対象となる森林だというように理解をしております。

今回、ここの地区における開発について、民有林においてなのか、国が所有する国有林以外で、個人、法人、都道府県、市町村が所有する森林を指すわけですが、地域森林計画として、和歌山県知事が民有林を対象に、森林資源の管理や森林の保全について定めた計画があります。林地開発許可制度の対象となる開発行為は、1ヘクタールを超えて森林を開発する場合であると言われており、土石の掘り起こし、林地以外の転用など土地の変形を変える行為によって、開発行為が1ヘクタールを超える場合が当てはまると考えております。

そこで、今回、私は、まず第1点に、この周辺の開発についてであります。この開発によって池の南側に位置する、私たち新興住宅の皆さんに何が起きるのかという問題であります。

そこで、この開発に当たっては、この森林の所有権者は誰なのか、まずお聞きをしたいと思っております。

それから、2番目には、雑木林の伐採・堤防の造成についてであります。今の現状を見ますと、かなりのスペースで造成、山の切り崩しが行われております。今後どういう状況になるのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、3番目に、この造成・開発についてであります。将来、何をしようとしているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 根来地区内について、通告に従い一括してお答えします。

住持池、にごり池周辺の開発につきましては、都市計画法、森林法の許可を得て、工場の建築を目的として、造成工事を行っております。

所有者及び事業主は和歌山市に事務所を置く株式会社泰建、開発面積は4万7,770平方メートルとなっております。中左近池西側につきましては、伐採届の申請がなされており、所有者及び申請者は株式会社泰建、伐採面積は4,257平方メー

ルで、駐車場予定地となっています。坂本神社付近の堤防工事につきましては、和歌山県による住持池の堤体補強工事で、所有者は住持中左近両ため池土地改良区となっております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の開発については、市も県のほうから問い合わせがあって、それに対する市の見解も出されておると思うんですが、その開発についての市の意見並びにこれに関する問題について、どのように回答が来ているのか、それをお聞きしたいと思います。

今回の開発許可についてですが、県からいつ許可を出されたものなのか。それから、もう1点は、今、開発面積について、市のほうから答弁がありました。4.7ヘクタールということだということなんですが、あそこの工事する標示板には、3.6という標示が載っております。また、開発業者についても、今、泰建という形で報告がありましたが、この特定事業区域の面積についてですが、2万6,467平米、特定区域の面積ですね。こういう形で標示がされております。ちょっと食い違うんで、どういう理由で、それがそういう実態になっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今回の開発に絡んで、住持池の南西のところについての計画が含まれているのか、含まれていないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の開発における、特に、最近、集中豪雨というものが発生をします。今回の開発において、総雨量、何ミリまでであれば、この開発による下流の地区住民の被害が想定されると思うんですが、それに耐え得る対策をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今、この池周辺については、所有権については、住持中左近水利組合、それが所有をしているということなんですが、市の所有する区域は、今回は含まれていないのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、森林法による開発でございますが、こちらについては市のほうからどういう意見を返したのかということであったと思いますので、平成29年3月24日付でございますが、県のほうに回答しておりますのが、まず、許可することの適否につい

ての意見について、これは適でございます。その他としまして、申請者に対して、森林法及びその他関係法令等を厳守するようにご指導願います。

それから、個別事項としまして、土木課から道路法第24条及び岩出市法定外公共物第4条に基づく許可が必要です。対象地内に既存地籍調査基準点が存在するため、国土調査法第30条第3項及び第31条第1項に基づき岩出市土木課事業管理室と基準点復旧協議が必要です。こういう意見です。

それから、都市計画課、こちらから都市計画法第29条に基づく許可が必要です。

生活環境課からは、岩出市の環境を守る条例を遵守し、万一、公害等の苦情が発生した場合は、事業主において早急に対処し改善すること。

生涯学習課からは、埋蔵文化財包蔵地内となるため、発掘の届け出の回答に基づき事前に確認調査を実施してください。

意見としては、以上です。

それから、これに基づく、いつ許可になったのかということでございますが、森林法の許可がおりておりますのが、平成29年5月30日でございます。

次に、開発区域、先ほど答弁させていただきました4.7ヘクタールについて、現地では3.6と書いてあったがということですが、この差異につきましては、開発の区域といたしましては、4.6860ヘクタールでございます。そのうちの森林地域が3.6ヘクタールと、こういうことで標示されております。

それから、住持池の南西の伐採しているのは含まれているのかというご質問でございましたが、これにつきましては、先ほど事業部長から答弁させていただきましたように、別途伐採届が提出されております別の事業でございます。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

集中豪雨等による災害について、ちゃんと計画しているのかということですが、調整池を設けておりまして、その計画が50年雨量確率で152ミリ、時間当たりという計画となっております。

それから、市の所有地はあるかという質問だったと思いますが、市の所有地はございません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の開発における地元の協議というんですが、地元との間での説明なり、それはどういう形でなっているのかなということ調査をしたんですが、いわゆる根来区元村のほうには話はされたんですけども、周辺の新興住宅の各自治会には、一言もこの開発について説明もなければ、実態というのが明らかにされてきておりません。私は、こういうような形で開発をすること自体に問題があるんじゃないか。

根来区に話をして、一番被害を受けるのは新興住宅の関係の地域であるわけであり、押池の自治会とか、我々、根来団地の周辺の今盛んに開発が、宅地化が進んでいるわけですから、そこに流出する土砂災害、雨量、こういうものを考えていくなれば、当然、概要についても、どこが説明をするのか、県の林務部がやるのか、岩出市がやるべきなのか、そこら辺のすみ分けはどうなっているのかなという点をお聞きをしたいと思います。

それから、1ヘクタール以上については、環境アセスというんですかね、そういうものについても、私は必要だなということを思っておるんですけども、それとかパブリックコメントについても、この開発についてどのようになっているのか、そのまま、現状のまま開発が進んだ場合にどうなるのか危惧しております。

それから、3点目は、この開発をした跡地、工場の跡地というような標示をされておりますが、どういうものがあそこに開発した後の土砂をとった跡、一部、池のほうにも埋め立てをするということも聞いておるんですけども、どのような状況になるのか、跡地の利用について、それから、出入り口については、一番北側から今ダンプが盛んに出入りをしておりますが、出入り口等についてはどういう形態になるのか、全くわかりません。これらについて、岩出市民の命と暮らしを守る立場で言えば、当然、市も県に対して協議をし、そこに上げていくという形で、市民の皆さんの声を集約して、県との協議をしてきたのか、ここら辺が全く不明であります。それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

まず、地元との協議はどうなっているのかということだったと思いますが、地元説明につきましては、岩出市開発事業に関する条例及び施行規則に基づき隣接する自治会と池管理者に説明し、同意を得ております。この開発によりまして心配されているような池の決壊等の災害は想定しておりませんので、その他には説明義務の

ないものと考えております。

次に、環境アセスメントが必要ないのかということだったと思うんですが、環境アセスメントの対象事業としましては、工場建設の場合、環境影響評価法では、必ず実施しなければならない事業が100ヘクタール以上、実施するかどうかを個別に判断する事業が75ヘクタール以上、また、県の環境影響評価条例では、実施しなければならない事業が75ヘクタール以上となっておりまして、今回の開発に伴う森林開発面積が3.6ヘクタールで、20分の1以下の面積しかありませんので、環境アセスメントの実施の必要はないと考えます。

それから、パブコメにつきましても民間の開発事業ですので、これも該当しないと考えます。

それから、開発の跡地はどういうものができるのかという質問だと思いますが、食品製造工場ができると聞いております。

それと、出入り口は、現在、工事で使用しております北側の1カ所となります。

地元説明はどこがするのかということだったと思うんですが、それは基本的に事業者がやることになっております。

それと、市民の声を聞いているのかということにつきましても、最初に答えましたとおり、岩出市開発事業に関する条例で、隣接する自治会に説明しなければならないとなっておりますので、その条例どおり隣接の自治会に説明しているということになります。

以上です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　2番目の質問を行います。有害生物についてであります。

この問題については、最近、地球温暖化に絡んで、多少影響があると思うんですが、マダニにかまれて、感染により熱が出たり重症化して、重症熱性血小板減少症候群という、SFTSを発症することがあると言われております。

和歌山県においても、5月ごろから10月をピークに、11月ごろまで発症していると報告をされておるんですが、私たちの身の回りにおいても、それが主な原因か明確ではありませんが、ご家族3名の方が那賀病院に入院をされ、そのうちお年寄りの女性の方が7月ごろ、入院と同時に死亡されたという悲しい出来事が発生しております。

また、近年には、これに関連して、ヒアリとかセアカコケグモとか、そういうものが問題になるんですが、そういうものに対する、岩出市として市民の命と健康を守るためにどうしていくのかということが、1つ大きな課題になろうかと思うんですが、そこで、岩出市におけるマダニ、ヒアリ等の対策について、どのようにされてきているのか、されようとしているのか。

それから、現状認識について、岩出市ではどう認識をされているのか。

それから、今後の啓発及び方針について、市のほうからご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の2番目について、通告に従い一括してお答えいたします。

まず、マダニにつきましては、森林や草地など屋外に生息する比較的大型のダニで、日本全国に昔から生息しており、ダニ媒介感染症の原因となる病原体を保有していることがあります。毎年、ダニ媒介感染症を発症される方は全国で発生しており、岩出市内でも発生が確認されております。

市としましては、現在、市ウェブサイトにも、ダニにかまれないためのポイント、ダニにかまれたときの対処法を掲載しており、また、10月広報にも同様の記事を掲載する予定となっております。今後とも岩出保健所と連携を密にし、住民への注意喚起に努めてまいります。

次に、ヒアリにつきましては、特定外来生物に指定されている害虫で、和歌山県内では、現在のところ発見されておられません。今年度、市内において数件通報がありましたが、県を通じて確認したところ、ヒアリではありませんでした。ヒアリを発見した場合、一次処理として、殺虫や殺虫餌設置の処理をし、岩出保健所を通じて国に通報することとなっております。

市としましては、市ウェブサイトにおいて注意喚起を行っておりますが、今後とも関係機関と連携を密にし、住民への啓発を進めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。これは身近な問題ですので、敏速性というんですかね、特に、最初に申し上げたように、発生件数というのは、夏場に起きて

くると。冬場には、ほとんどそのマダニというのは発生件数は少なくなるんだということなんですが、毎年のように発生しているということもありますので、適宜、いわゆる啓発の仕方でも10月号に載せられて、終息をするという、過去の段階での広報ということになると思うんですが、来年は、できたら5月、6月、7月ぐらいに、いいタイミングをもって啓発をしていくと。

それとあわせて、マダニというのは、我々も小さいときから、マダニにかまれると、そのまま放置をしておけば、ぽろっととれるんだから、それを払い落としたりしないほうがいいんだという、おやじとか、じいさんのほうから聞いた覚えがあるんですけども、そういうことも含めて、この免疫態勢というんですか、駆除態勢というのは、どういうものが薬剤として適当なのか、ここら辺も含めて、岩出市民の皆さんに広報していただきたいなど、切にそのように感じているんですけども、どういう殺虫剤がいいのかという問題も含めて、広報の際には、そういう機関を利用して出していただきたい。そのように考えておりますが、市のご見解を伺いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

もう少し早く広報したほうがよかったのではないかと、それから、広報する内容を充実させるべきではないかという主旨であったと思います。ことしに関しましては、平成29年8月18日付で、岩出保健所より、ダニ媒介感染症に係る注意喚起についてということで、岩出市、紀の川市に対して注意喚起を市民に対してお願いしたいという通知をいただきました。その上での対応となりましたので、今回、10月の広報に載せさせていただいておるところです。

おっしゃるように、ダニの発生というのは春から夏に、温かくなるころということになりますので、岩出市内においても発生が確認されているということでもありますので、また、来年以降の広報につきましては、いろいろ検討してやってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員の再質問にお答えします。

尾和議員もご存じやと思いますけども、マダニについては日本古来の生物ですので、むやみやたらと生物を駆除することは自然界のバランスを崩すことになります。

どうしても駆除したいということであれば、岩出保健所のほうでマダニ駆除に対応できる民間団体を紹介してくれるということですので、市に相談があれば保健所のほうへ取り次ぐような形をとっています。薬剤がどれがいいかというのは、ちょっとわかりかねるところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ヒアリ対策の件なんですけども、これも現在は和歌山県内で発生をしてないということを言われておりますが、このグローバル世界において、コンテナからよく発見をされておるわけですから、貿易の関係で、中国のほうからも直接コンテナで入ってくるということも考えられますので、このヒアリについても、マダニとあわせて啓発対策というのを強化をしていただきたいことをお願いをしておきたいなと思っておりますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ヒアリに関しましても、特定外来生物ということで、こちらのほうは見つけ次第、駆除するということになっておりますので、マダニと同じく、市民に対しては広報等で十分啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、ストレスチェックに関してであります。

この問題については、過去、私も、この問題について要請をしておりますが、2014年6月25日に公布された安全衛生法の一部を改正する法律によって、ストレスチェックの実施等を義務づける制度が創設されて、常時雇用する従業員50名以上の事業所において、1年以内に1回、従業員の身体の健康状態だけでなく、心の健康状態もチェックできる仕組みを導入することが事業主の義務となりました。

背景には、日ごろのストレス、精神疾患による労災件数が3年連続で過去最多を更新している社会的問題であります。もちろん地方自治体においても同様であり、従来の過重労働の緩和など量的な視察を加え、さらに包括した対策が導入されることとなったわけでありまして。

2015年12月1日から施行に向け、新たに公表されたストレスチェック制度に関する省令・告示・指針にはストレスチェック制度を総合的なメンタルヘルス対策の取り組みの1つとして位置づけて、総合的な取り組みを継続的に実施していくことが強調されております。

もちろん岩出市職員においても、この問題については非常に重要な問題であります。義務化に伴って、岩出市職員においても、もう既に実施をされたと思うんですが、そこで質問させていただきたいと思うんですが、既に実施した結果について、どうであったのか。それから、対象者数100%及びいつ実施をしたのか。

それから、2番目に、実施をした結果を踏まえて、具体的な取り組みについて、どのように方針を考えておられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、ストレスチェックに関してのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の実施した結果についてであります。平成29年度につきましては、現在実施途中でありますので、平成28年度の結果について申し上げます。実施につきましては、平成28年7月に実施をしてございます。正規職員、臨時職員合わせて対象者472人のうち410人が受検し、このうち42人が高ストレスと判定されております。

次に、2点目の結果を踏まえて、具体的な取り組みについてであります。労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、高ストレスと判定された職員に対しては、医師による面接指導を受けるよう勧奨を行い、面接指導により医師からアドバイスを受けております。また面接指導の結果に基づき必要な就業上の措置について、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、職員の勤務状況等総合的に判断して、適切な措置を講じているところであります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ストレスチェックの結果を回答いただきました。472名中42名、いわゆる1割に相当する方が岩出市の職員の皆さんにストレスがあるということでもあります。これに対する対策として、今言われましたが、10条と17条において、面接指導の抽出の方法とか、そこら辺について、面接を実施をして、医者からその指導

した内容について、具体的にされてきているのか。医者との面接する場所等について、どのような関係になっているのか、そこら辺について、まずご答弁をいただきたいと思ひます。

それから、ストレスであるということなんですけれども、42名の内、現在、その方は就労できているのか、休業しているのか、そこら辺について、42名のうち何名が休業しているのか、そこら辺の具体的な分析をされて、ストレスといつてもいろいろなチェックの中に載っている事象については、個々ばらばらであります、相対的にそういう実態についても、具体的に対策をしてこられているのか、これについてお聞きをしたいと思ひます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答をいたします。

医師からの面接の関係ですけれども、医師から就業上の措置をとるよふにという意見で、どのような措置かということでございますけれども、就業場所の変更あるいは作業の転換、労働時間の短縮等の措置から、職員の実情に合った措置を行つてございます。例えば、人事異動等の際の考慮の1つとさせていたでいております。

それから、42人、高ストレスの者がおるが、その中で、今現在就業しているのか、休業しているのかということでございますけれども、例えば、心の病で休業しておる者はございますけれども、その中に含まれているかどうかという答弁につきましては、個人が特定されますので、控えさせていただきます。

それから、具体的に、今後の策ということですが、職員の相談窓口の開設、あとはストレスとうまくつき合う方法、そういうよふなところを周知してございます。

以上でございます。

○尾和議員 議長、休業している人数は言えると思ひんです。人数については特定されることはないわけやから、個人名を言えと言っているわけじゃないんで、何名休業しているのか。

○藤平総務部長 尾和議員が再質問されました42人とは別に考えていただきたいんですけれども、現在、心の病で休業しておる職員は5名ございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 罹患率と言えば、もっと少ないのかなと思ったんですけども、いわゆる岩出市職員において、470名中5名がこのストレスチェックとは別に、心の病を持っているということですね。やはり、これは真剣に執行部の皆さんも考えていただく必要があるのではないかなど。最悪の場合になりますと自死とか、そういうようにつながっていく可能性も起きてくるわけですから、心の病という状況の中における本人のケアですね、ケアをどのようにしていくのか。

具体的に、各市町村においても健康管理室というようなところもあって、そこに行けばいつでも相談できると、相談できる体制を組んでいるところの自治体も聞いております。だから、そういう意味では、今回のチェックにおいて42名の方がストレスに十分に罹患しているという疑いがあるわけですから、医者と連携をしながら、もっと具体的に本人の立場に立って、執行部の皆さんは対応する必要があるんじゃないかなど、私はそのように思っております。それについてご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

実例を挙げていただいて、健康管理室、相談をする窓口を設けておるところがあるということでございますけれども、我々岩出市におきましても、この平成29年7月から毎月2のつく日に、市役所あるいは保育所を回って、にこにこ相談というそういう相談窓口を設けてございます。ここで気軽に相談をしていただけるようにさせていただいております。

それから、真剣に健康について考えていただきたいということですが、議員おっしゃるとおり、職員の心の健康は職員とその家族の幸福な生活のために、また、職場の生産性、活気のある職場づくりのために重要な課題であるということをお我々認識してございます。メンタルヘルスの不調の対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化など、ここらを含めた中で、広い意味での健康づくりに引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

休憩

(14時30分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員、引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問を行います。

まず、岩出市庁舎についてであります。この市庁舎について、まず1番目に、現在の市庁舎について、高齢者や障害者等への対応、市民サービス窓口対応について、現状どう認識されているのか。それから、課題について分析をされたことがあるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2番目には、庁舎に求められる機能として、人に優しいとか、環境に優しい庁舎にしていくために、どのようにしていくのかということであります。

さらには、市民も市職員も働きやすい庁舎にするための改善として、どのようなものを今まで実施をされてきたのかということであります。

それから、3番目に、インバウンドで、岩出市の周辺の市にも外国の方が来られております。それから、聴覚障害者とのコミュニケーションの手段として、多言語音声翻訳システムと会話が文章で表示される支援システムを取り入れている先進地域の実態が今あります。

同アプリは、外国語を日本語に自動的に翻訳したり、聴覚障害者との会話の手段として、市民サービスの向上を図ることができる唯一の手段であると言われております。もちろん手話通訳においてもそれは必要なことなんですけれども、今後、岩出市において、他人種の外国人観光客や転入・転出も多くなるということが予想されます。これらの会話を円滑に図り、市民サービス向上のために、会話支援アプリと窓口でのタブレット端末を早期に導入して、市民サービスの向上に努めるべきではないかというように考えております。

もちろん、市サービスそのもの、市役所の機能というのは、第1番目には、市民にいかにかサービスを提供するかということが求められております。窓口における市職員の市民への対応、これは以前に比べたら向上してきているんですけども、やはりお役所仕事であるという意見もよく聞きます。やはり市民の皆さんが庁舎に来て、市職員も幹部の皆さんもよくいらっしゃいましたというような気持ちで、温かい気持ちで受け入れをしていくということが波及をして、岩出市役所の中も大分改善したなど、向上したなどという思いになられる方がふえていくのではないかと、

そのように感じております。

その点から、市庁舎に求められる役割というのは、どのように今日まで改善をしてこられたのか、そこら辺について質問をさせていただきます。回答をよろしくお願ひします。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 ご質問の4番目、市庁舎についての1点目、現状と課題について、通告に従い答弁をさせていただきます。

高齢者や障害者への窓口対応についてですが、市役所には、障害の有無にかかわらずなく、加齢や傷病等に起因する心身機能の低下により不自由を感じておられる方、妊産婦、ベビーカーを使用されたり、小さいお子さんを連れられている方など、さまざまな人が来られることから、これらの方々に適切な対応していく必要があります。

職員側の知識が十分でないと、結果的に不便な思いをさせてしまうこととなりますので、研修の受講により知識の習得、適切な配慮、柔軟な対応ができるよう努めているところです。

また、庁舎設備においても、正面玄関及び東側玄関での音声案内や庁舎内の点字ブロックの整備、多目的トイレの人感センサー照明の整備など誰もが利用しやすい庁舎となるよう取り組んでいます。

次に、2点目、庁舎に求められる機能についてですが、市民サービス機能、行政執務機能、議会機能、防災拠点機能等、それぞれの機能充実に取り組んでいるところです。

ご質問の案内看板等については、正面玄関及びエレベーター付近に庁舎案内板と業務案内板を設置しておりますが、わかりやすい標示に改めてはどうかのご意見につきましては、限られた掲示スペースのため、文字のサイズに制限がありますが、わかりやすい表示となるよう工夫してまいります。

また、課名表示看板等に外国語表示を併記することにつきましては、来庁者から特段要望もありませんので行っておりませんが、多くの要望が出てくることがあれば対応してまいります。

なお、LED照明の一部導入などの省エネへの取り組みにより、環境にも配慮しているところです。

それから、3点目、外国人及び聴覚障害者向けの会話支援アプリとタブレット端

末の導入についてですが、現在、聴覚障害者への対応としては、手話通訳者の配置や磁気ループなどの設置により対応しているところです。また、外国人への対応としては、手続の際、日本語を話せる同行者がいることがほとんどであります。同行者がいない場合は、外国語を話せる職員が対応しています。

ご提案のタブレット端末等の導入につきましては、現在、その予定はありませんで、今後、ほかの市の導入状況等を注視してまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。庁舎に関して、市のほうでどのようにすれば市民サービス向上につながるのかという形で、会議とか、そういうアンケートとか、そういうことを実施を今までされてきていたのか、検討会議等で問題点を抽出して、議論されて実施をしてきたのかということでもあります。

それと、今ご答弁いただきましたが、市役所は、北から入るのが正門ですよ。それから、東からの出入り口、私が見る限りでは、北から入る市民の皆さんというのは非常に少ないのではないかなと。東からの車を置いて出入りされる方が非常に人数的には多いのかなと。そういうデータについてもとっておられるのか。

それから、もう1点は、先ほど部長のほうから答弁ありましたが、そういう需要が発生したら、外国人に対して対応していくんだということですが、これは大阪周辺、泉佐野、堺、岸和田、それから貝塚、私も業務でちょこちょこ行く機会があるんですが、ほとんど表示が、窓口表示、市民課という下に、中国語と英語で、中には韓国語で表示をしている表示板がもう既に設置をされております。

これは、そういう需要があるなしにかかわらず、これからはインターネットのユニバーサルデザインの立場からいっても、別に需要が発生したらやるんでなくして、先取りしていくということも大切だというふうに思っています。

それから、案内板の件ですが、お年寄りが来て、字が小さくて見にくいと言われることも聞いております。

それから、ワンストップサービスで機能できるよう改善をする必要性があるのではないかなと。

それから、入り口から入りまして、ほかの市町村では、ラインを設けて、このラインに沿っていけば、例えば、教育委員会へ行きますよと、水道へ行きますよとか、そういう表示が、足元で確認をできるという表示もされているところもあります。

そういうようなもろもろの改善をして、市民に親しまれる明るい庁舎にしていくということが求められているのではないかなと思うんです。

それから、北から入りまして、車椅子が2台置かれております。いぎ、あれであれば奥のほうに入っているんで、引き出すのに使い勝手が悪いと思うんですよね。すぐ使えるような状況に、やっぱりしておくということが必要ではないかなと私も考えておるんですが、総合的に、そこら辺も含めて、それと、年金課、福祉あたりもそうなんです、カウンターの上に必要以上の書類を並べて置いてあると。東から入ってきたら、やはり、あれは市の職員の皆さんはどのように感じておられるかわかりませんが、あのカウンターの上に並べておくと、やっぱりそこから仕切りされているような、拒絶されているような感覚に、市民の皆さんはとられます。

だから、カウンターとかテーブルの上に置いておる一切の書類については、1カ所にまとめて、必要なところにまとめて、そこで必要なものは持ち帰るといようなシステムにしていくほうが、よりいいのではないかなと私も思いますし、その点ではもっと改善する必要があるというように思っております。今回、南に庁舎が建設中ですが、そこら辺で、総合的にもう1度見直して、庁舎自体のレイアウト、そこら辺をどのように改善していかれるのか、もし検討されている事項があるなら、ご答弁をいただきたいなと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点、北側と東側のお客さんの分析をしているのかということですがけれども、そちらから入ってこられるデータの分析、いわゆる人数のカウントはしてございません。

それから、市民のサービスにつながるための外国人向けの看板表示であったり、あと字が小さくて大きくすること、あとワンストップのサービスをしてはどうか、ラインを設けてはどうか、いろいろご提案をいただいております。それから、車椅子の配置の問題、それとカウンターにも書類を置いているじゃないかということなどでございます。こういうようなことを一括して答弁をさせていただきますけれども、議員、今ご提案いただいて、我々も危惧しているところもございませけれども、議員おっしゃるとおり、市民サービスの向上に視点を置いた機能充実を目指します。

それから、年齢あるいは障害の有無にかかわらず、あらゆる人にとって使いやすい

く、わかりやすいユニバーサルデザインを基本とした市庁舎となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

それから、南庁舎ができることによって、スペースも大きくとれますので、現在、生活福祉部のあたりが、結構狭いところがございますので、そこらは十分改善をさせていただきたいと考えてございます。

それから、市民サービスの向上の会議の件ですけれども、今後、市民サービス向上検討委員会、こういうようなものを開催して、協議進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、もう既に市民サービス検討委員会というようなものを庁舎内でやられてきているんやなという上で質問させていただいたんですが、それすらも設置もされていなければ、検討もされてないと。非常に残念だと。今からでも遅くないんで、そこら辺を含めて、総合的に。やはり職員の皆さんもそうですけども、やっぱり働きやすい環境というのは、職員の皆さんのストレスの解消にもつながりますし、市民の皆さんも市役所に行って、気持ちよく帰っていただけるということが求められると思うんですよね。

市役所へ来て、腹が立って帰るような状況を、やっぱり1人でも2人でも生み出さないと、こういうことが基本に求められるのではないだろうか。一にも二にも市業務の仕事は市民サービスですから、この力点に置いて、いかにすれば、どのようにすれば、市民の皆さんが快適に庁舎を利用できるのかということを実際に考えていただきたい。

それから、動線ですけども、先ほど答弁なかったんですが、できたら、入ってくると、足元に表示をして、そこを見れば、ああ、ここに生活福祉課や年金課があるなど、都市計画課があるなというような、土木課があるなというような形にすれば、それを見て、動線として行動できるということもありますので、総合的な市民サービス向上に向けた市庁舎の改善を早期に立案していただいて、一歩でも二歩でも前向きに改善をしていただくということを求めておきたいと思います。

ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員がご提案をいただいております検討委員会、いわゆる職員間の検討ですけれども、今後、市役所に来られる方々、気持ちよく来られて、また、気持ちよく帰られる庁舎を目指して、検討をしていきたいと思えます。

足元への表示の件につきましても、今後研究をさせていただきたいと思えます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問をさせていただきます。これが最後ですので、もうしばらくおつき合いをしていただきたいと思いますと思うんですが、教育諸課題について、6月にもこの問題について質問をさせていただきました。

岩出市における教育課題について、事前に5項目について質問の要旨を提出をしております。

まず第1に、総合教育会議、これが設立されて、もう1年以上たつと思うんですが、この間、総合教育会議等岩出市の教育委員会において、何回開催されて、どういう議題が、どういう課題というんですか、議題が持ち出されて、それに対して議論をされてきているのかという点であります。その報告を求めたいと思えます。

それから、2番目は、8月、9月にかかって、中央教育審議会の答申が出されました。これは学校における教職員の長時間労働をなくしていくための改善事項として、実施計画について出されてきたわけでありましたが、これに伴って、岩出市教育委員会として、この答申が出された上における提言をどのように実践をしていくかということになろうと思うんですが、そこら辺について、現時点で計画をされている改善事項がありましたら、まずご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、教職員の岩出中学校・小学校の正規と非正規、非常勤職員の講師の先生、これらについて学校別に現在何名おられるのか、及びそれらの人の賃金体系、正規と非常勤教員との間の賃金体系については、どのような開きがあるのかということについて、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、4番目に、小中学校の徴収業務についてですが、これは過去からも問題になって、過重労働の1つの要因になるということで、今回も取り上げてみたんですが、まず、小中学校の修学旅行、これについて入札ではなくして、随契で契約をしているんじゃないかと。公平公明な入札制度によって修学旅行というのが企画されていないんじゃないかというように各学校で問題になっておるわけですが、岩出市において修学旅行における契約の方法、これはどのようになっているのか、ま

ずお聞きをしておきたいと思います。

それから、修学旅行についてもそうなのですが、父兄が負担をしているその積立金というんですか、それについての問題、それから、これら全ての徴収業務にかかる業務については、誰が、どこでやっているのか。

それから、これは2回目のとき、また質問させてもらいたいと思うんですが、岩出市小中学校における徴収業務に対して、統一したマニュアルというのはつくっておられるのか、この点について、どういう実態になっているのか、これをお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、5番目に、平成27年度に起きた事件、2件発生をしております。これについて、支払負担行為について、情報公開を求めますと、支払負担行為の、あれはないんだということで、情報公開請求で公開できないと、行為はないんで公開できないということではありますが、当然、金の流れについて具体的に、これはどのような形で支払いをしてきているのか、日時についてお聞きをしたいと思います。

もちろん、今回提案をされている平成28年度の決算の中にも、この決算についてはどこを探しても計上されてないという実態にあるんですが、これについて、どのような処理をしているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の5番目、教育諸課題の1点目、総合教育会議と岩出市教育委員会について、お答えをいたします。

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4の規定にある総合教育会議を設置し、教育委員会と協議・調整を行い、今まで3回の会議で岩出市教育の大綱を策定し、また、重点的に講ずべき教育施策について協議を行っております。

平成27年度中に2回、平成27年6月30日、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の骨子案について、本年度の開催予定、平成28年2月24日、大綱の策定について、その他、平成28年度、1回、平成29年1月19日、平成28年度重点業務についてとその他を行うということでもあります。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 私のほうから、ご質問の2点目から4点目までお答えをさせていた

できます。

まず、ご質問の2点目、中央教育審議会の提言を受けてについて、お答えをいたします。

ご質問の中身につきましては、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの緊急提言の内容であろうかと思っておりますので、そのことについて回答をさせていただきます。

同提言につきましては、教育委員会といたしましても、課題意識を持って既に取り組んでいるところでございます。本市の教職員の出退勤の管理につきましては、県の規定にのっとり出勤簿で確認しております。今後、本提言を受け、文部科学省や県教育委員会からの通知なども参考にしながら、出退勤の管理システムについて研究してまいりたいと考えてございます。

教職員の業務改善につきましては、既に、市費による適応指導教室の開設や特別支援教育にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。

また、県費を活用して、問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置してございます。

また、中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としてございます。

さらに、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託、そして、各種調査の精選することなどで、教職員の業務軽減に努めているところでございます。

なお、本提言にあります給食費の公会計化や口座振替納付等、既に教員の業務ではなく、いち早く改善をしているところでございます。

次に、3点目の学校の正規と非常勤の教員数及び賃金体系ということについてでございますが、各学校別の正規の教員と非常勤講師の数について、正規教員数、非常勤講師数の順で、学校ごとに申し上げます。

岩出小学校、22人とゼロ人、山崎小学校、34人と3人、山崎北小学校、32人と2人、根来小学校、26人と2人、上岩出小学校、24人と2人、中央小学校、28人と2人、岩出中学校、45人と1人、岩出第二中学校、49人と2人となっております。

なお、この数字は平成29年5月1日現在の数字でございます。

賃金体系につきましては、教員は県費職員であるため、市町村立学校職員の給与に関する条例に定められてございます。初任者の例を挙げて申し上げますと、4年

制大学を新卒・新採で採用された場合の本給については20万6,400円となっております。

それから、新採10年目ということでございますが、新採10年目といいますが、いろいろな方がいらっしゃいますので、現在33歳で、採用までに講師経験が1年ある新規採用10年目の職員を例に答弁させていただきますと、その教員の本給は30万4,400円です。

なお、諸条件により一人一人の年収は異なるため、年収についてはわかりません。

次に、非常勤講師につきましては、非常勤職員の報酬及び費用弁償支給規定に定められており、時給2,780円です。この額は、経験年数に関係なく、一律となっております。年収につきましては、時給単価に1年間の勤務時間数を乗じた額となります。

次に、4点目のご質問、小中学校の徴収業務についての1点目、修学旅行契約の方法はどうかについて、お答えをいたします。

中学校につきましては、和歌山県中学校長会の中に、修学旅行部会があり、それに加盟することで、事務局が一括入札をしてございます。小学校につきましては、各校が随意契約で行っています。

続いて、2つ目の全てのこの業務は、どこで誰がしているのかにつきましては、主に修学旅行担当学年、小学校であれば6年、中学校であれば3年の担任と管理職が各学校で行ってございます。

徴収に関しまして、中学校では、旅行業者の口座に保護者が直接振り込みを行っています。小学校では修学旅行説明会のときに、保護者が学校に持参する学校と1学期から分割して集金している学校がございます。全ての学校に各学校の徴収金等のマニュアルがあり、それに基づいて会計処理を行ってございます。

私から以上でございます。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 尾和議員ご質問の5点目、平成27年度に起きた事件について、一括してお答えいたします。

まず、プール事故についてであります。平成28年5月12日、保険会社から直接ご遺族の口座に振り込まれていますので、負担行為はなく、市の決算にも計上されておられません。

次に、学校事故につきましては、損害賠償ではなく、死亡見舞金として、平成28年6月10日に、独立行政法人日本スポーツ振興センターから市を経由して、ご遺族

に支払われています。これにつきましては歳計外現金として処理していますので、負担行為はなく、市の決算にも計上されておりません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、教育委員会総合計画会議ですね、これについては大綱を決めてやられたということですが、この内容については公開をされているのかどうか。今後とも公開して、その会議については非公開でされているのか。それから、その内容についてネットで公開をされるという考えはあるのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

それから、中央審議会の答申についてですが、教育部長は余り後ろ向きな答弁しかされてないんで、確認をさせていただきたいんですが、今回の中央教育審議会の中身は、勤務時間の把握、出退勤を管理しているというのは、現在は何人出てきて、印鑑を押してということでしょうけども、やはり実際の勤務時間、これを把握しなさいよと。勤務時間の把握をやるためには、タイムカードの導入をすべきだということですから、これは小中学校押しなべて、早期にタイムカードを設置して、実際の実働はどれぐらいあるのかという把握をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと。

それとあわせて、留守番電話の整備とか、それから、部活動の休養日とか夏休み、休養日については週1回設けられているということなんで、夏休みについても閉校日を設けて実施をしなさいということも、審議会のほうから文科省の大臣のほうに提出をされているわけですから、この答申を受けて、早期に実施をしていくということが求められているというふうに思うんですが、その実施時期について、今わかるのであれば、ご答弁ください。

それから、小中学校の正規と非常勤の講師の先生、今ご答弁をいただきました。正規の方については、賃金体系というのはほぼ確定しておると思うんですが、非常勤の教諭、臨時とか、特別に、出産に間に合うために非常勤で入ってくるという方については、時給で2,780円ですか、これは実働で1時間ということなんで、時間数に応じてやと思うんですが、非常勤の先生たちの言われるのは、やはり非常に安いと。何年たっても昇給がないんですよ。昇給がない中で、業務は正規の先生と同様の学校における業務をしていくということになるわけですから、こちら辺については非常勤の講師の先生には、正規で採用し直すというような、正規を求めない

先生もおられると聞くんですが、そうでなければ、長時間にわたって非常勤で先生をやっておられる方については、労働条件を一日も早く正規に合わせていくということが求められるのではないかなと、私はそのように思っております。

それから、4番目の徴収業務ですが、今聞きますと、中学校については、校長会で入札として契約をしていると。小学校については随契で修学旅行を契約しているということなんですが、小学校における修学旅行については、随契じゃなくして、やっぱり公明正大な形で入札制度を推進をしていただきたい。そうすべきであると、私は思っておりますので、再度ご答弁をいただきたい。

それから、徴収金取扱マニュアルについてであります。今聞きますと、マニュアルはつくっているんだということでしたよね。それについては、また後ほど情報公開で求めたいと思うんですが、なぜ、私はこれを言うかといいますと、和歌山県において不正な流用が発生して、12年でしたかね、高校における不正事件が発生をして、それから、和歌山県の教育委員会もマニュアルをつくったということになります。

全国的にも、学校業務におけるお金の流れ、これについては非常に雑多な形で、学校業務の徴収金については、積立金として、いわゆる修学旅行、それから卒業アルバムの代金積み立て、それから部活動費、給食費、実習費、それから学年の学級費とか、PTA会費、それから保護者、教職員から成る団体会費、PTAの会費について、事件が発生したのはPTA会費から学校の校長がほかに流用しているという事件があります。

それから、これ統計なんですが、14の府県で200校がPTA会費等学校の経費を流用しているということが発覚をしてきております。

そういう上で、徴収金についての取り扱いマニュアル、これは厳格なものにしておかないと、そういう不祥事が発生をするわけですから、それをどうしていくのか。それから、その徴収金を集めたお金を学校の先生たちが、それを管理をするというのは非常に業務がふえるわけですから、そこら辺について、教育委員会で再検討が必要ではないかなという新聞のコラムも出ておりました。そうしますと、教育委員会に職員が必要になってくるということも発生してきますので、そこら辺については、教育委員会と執行部のほうで調整して、早期になるべく学校の先生の業務を減らして、いわゆる教えるほうに頑張りたいというように考えておりますので、それについてご答弁をください。

それから、平成27年度に起きた事件についての収支についてですが、負担行為は

ないのでということなのですが、これは大阪市の監査員が、平成25年に歳入歳出外現金等の取り扱い事務ということで、大阪市の監査業務を見直せということ提言している監査報告があります。そのやり方についてですが、非常に不明金というのがあって、どこに金があるのかということで問題になっております。

歳計現金については、地方自治法において、支払い資金に充てることができない現金であるということで、地方自治法第235条の4項の2号で、歳計現金として扱われておるんですけども、しかし、歳入歳出決算の中に出てこないからといって、決算の中に計上しないということで取り扱いをしているんですが、その歳計外支出調書というのは、完全に調定されて、作成されているのかということをお聞きをしたいなというものです。それと、この補償金、見舞金、これらの問題について、これに類する取り扱いをしているものは、ほかにあるのか。

今回の事件については、そういう取り扱いをしておるんですが、具体的に、ほかに歳入歳出外現金として、利子をつけなくて、保証人も相手方に返還するときに、公共団体が利息をつけなくて返還をするという現金がほかにあるのではないかとこのように思うんですが、それについてお答えをいただきたいと思っております。

一般企業であれば、会計帳簿に複式簿記とか単年度簿記なんかで言えば、一般企業では、それは違法として摘発をされて、公認会計士が、これは一般の企業では問題になるところなんですけども、だからといって、決算の中にも出てこない。会計簿の中で歳計外として徴収をすれば、素通りして、遺族の方に支払われるということがされているというふうに理解しているんですが、しかし、だからといって、その調書をきちっと岩出市は管理をされているのかという点について、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問について、お答えをいたします。

まず、大綱とは何か、内容はどのようなものか、公開はしているのかについて、お答えをいたします。

岩出市の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が大綱を策定することとなっております。

本市におきましては、平成28年2月24日の総合教育会議にて策定をしております。

大綱の内容、項目は、1つ、策定の主旨と内容、2つ、計画期間、3つ、策定に当たっての考え方、4つ、基本的な方針、5つ、基本的な方針と施策の展開方向の5本の柱となっております。内容は、閲覧にて公開しております。

それから、第2回目、第3回目の周知は行っておりません。議事録については、いずれも策定しておりますので、閲覧により公開してまいります。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

教員の勤務時間についてでございますが、タイムカードによって、実際の勤務時間の把握をとということでございますが、これにつきましては、県のほうで定められている要綱がございますので、現在のところ、それに基づいて出勤簿の体制ということになってございますが、勤務実態調査というものを年に1度実施して、教員の勤務実態を把握するようにしてございます。

それから、この緊急提言の中にあります留守番電話の整備の件について触れられていましたが、やはり保護者と学校との関係性等の問題があり、この留守電の整備についてはハードルが高いのではないか、そんなふうに考えています。今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。

それから、学校の閉校日を設けるといようなお話もございましたが、現在、8月中に3日間、土日を含めて、連続5日間の学校閉校日を設けてございます。

それから、これらの改革の実施時期についてもご質問あったかと思っておりますが、体制が整っていくものから鋭意実施していきたいと考えてございます。

次に、教員の正規職員と非常勤講師との差ということについて、ご質問の中で産休等の先生というお話があったかと思っておりますが、これは先ほど答弁させていただきました非常勤講師とは別でありまして、臨時的任用講師と呼ばれる講師で、フルタイムの勤務をしている先生でございます。

ちなみに、その先生の給与につきましては、臨時的任用講師、いわゆる常勤講師と呼んでいる講師なんですけど、4年制大学を出たての新卒の常勤講師の本給は、19万5,800円となっております。

先ほど申し上げた非常勤講師の時給2,780円のまま上がらずに、正規教員との差が大きいということについてでございますが、そもそも勤務時間が根本的に違いまして、非常勤講師については、1日3時間程度の勤務で、授業のみを行うと定められてございます。そういったことで、時給の割には待遇がいいのではないか。ま

た、退職されてからの先生であったり、採用試験を目指す勉強のために非常勤講師につきたいというふうに希望される方々も多数ございます。

臨時的任用講師、いわゆる常勤講師の採用につきましては、できるだけ臨時的任用講師を減らして、正規教員を採用していただくよう、県教育委員会に常々働きかけているところでございます。

それから、修学旅行に関係してなんですが、小学校を随契していることについての透明性、それについては、今後研究していきたいと考えておりますが、学校が希望する日程、それから、学校が希望する宿を抑えるに当たって、なかなか、毎年、業者が変わっていきますと、抑えてもらいづらいという部分がございます、現在、随意契約をとっているところでございます。

それから、PTA会費のことについても触れられていましたが、PTA会費につきましては、PTAの組織の中に監査委員がございまして、PTA会費については、きちんと監査を受けた上で、総会にて承認をいただく、そのようなシステムをとっております。

集めた金の管理につきましては、学校は子供たちが使う教材などにかかわる費用を集金したりしているわけですが、学校ごとにそういう集金額、集金内容は違いますので、市のほうで一括管理するというのは、非常に課題が大きいと考えてございます。ただ、学校のほうで集めたお金につきましては、すぐに金融機関に預ける、そういったことはマニュアルに盛り込んで対応しているところでございます。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 5点目の平成27年の事故についての再質問について、お答えいたします。

歳計外の調書は作成しているのかどうか、保管しているのかどうかというご質問ですけれども、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金、この制度における見舞金というのは、その保護者の所有に属する現金でありまして、センターから市を経由して保護者へお金が行っているんですけれども、まさに、これは市の所有じゃなしに、歳計外で処理する現金であります。ということで、市で一旦は保管するわけなんですけれども、歳計外払出通知書という正規の予算でいう支出命令のような調書なんですけれども、これを作成した上で、現在もきちっと保管しております。

そして、こういうふうな処理をした現金というのはほかにもあるのではないかと、こういうふうなご質問ですけれども、教育委員会で扱っているこの種のお金については、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度による給付金のみであります。

これは特に、学校の中での児童生徒のけがした場合であるとか、かなり頻繁に給付はされている事例があります。

以上です。

○吉本議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再質問にお答えいたします。

歳入歳出外現金でほかにどのようなものがあるかというご質問だったと思います。まず、歳入歳出外現金というものの1つとしては、債権の担保として保管しているもの、もう1つが、法律または政令の規定により保管しているもの、この2種類がございます。

まず、債権の担保として保管しているものでございますけども、現在、岩出市では契約保証金、それから、指定金融機関の提供する担保、それから、納税の徴収に係る担保、公営住宅の敷金などでございます。

それから、法律または政令の規定により保管しているものとして、債務者に属する権利を代理して行うことにより、受領すべき現金または有価証券、これは地方自治法施行令第168条の7第1項の規定によるものでございます。

それから、2つ目として、災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金または有価証券、これも地方自治法施行令第168条の7第1項に規定するものでございます。まず、スポーツ振興センターの災害見舞金はこれに当たると思われます。

それから、あと、共済組合の掛金、給与の所得税、それから県民税、それから特別徴収に係る住民税、こういったものを現在、歳入歳出外現金として取り扱っております。歳出の際には、歳計外支払調書を作成し、歳出をしております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 小学校の修学旅行の件なんですけど、これについては、やはり宿とか、それは制限はあると思うんですけど、やはりそこら辺は随契じゃなくして、やはり入札で十分耐え得る業者があると思うんで、そのような取り扱いをやっぱりすべきだなということで申し上げておきたいと思います。

それから、歳計外支払調書なんですけど、これ、私、調べれば調べるほど、今回の平成28年の決算には表面立って出てこない金なんですよ。

これ、金額を見ますと、大阪の例なんですけど、現金の歳計外残高で、大阪で199億9,500万ぐらい出ているんですよ。莫大な金額やと思うんですけども。岩出においても、そういうような表面に出ないお金についても、きちっとやっぱり管理を

していただきたいと思います。管理をすべきだということで、今回初めて取り上げをするんですが、今、管理者が言われたように、入札の保証金、これも入ると思うんですよね。それから、契約保証金、職員の給与にかかわる所得税、住民税、公営住宅の敷金、これは言われたとおりなんです、そこら辺の歳計外現金というものについて、やはり明確に調書として捉えておると思うんですが、そこら辺については、きちっとされているのか、ちょっと心配になってきたんで、確認をさせていただきたいと思うんですが、最後に、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

小学校の修学旅行にかかわった件ですが、随意契約という状況であります、国のほうの通達で、関係業者を利用する場合には、業者に任せ切ることなく、学校が主体性をもって計画実施に当たること、また、関係業者については、信用度等を十分調査した上で利用し、また、これと不明瞭な関係を持つことのないよう、厳に注意することとされておりまして、これをもとに業務を進めているところでございます。

また、各学校におきましては、小学校同士、金額等情報の交流をすることで、ある学校のみが特別高いとか、そういうことのないよう情報交換を進めているところでございます。

なお、議員ご提言の中身につきましては、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

歳入歳出外現金のことなんですけども、これは議員おっしゃられたとおり、大阪で100何億というような、まさに膨大な金額を保管しているということでございますけども、岩出市においても、毎月何億というものが動いてございます。これは県へ払い込む県民税、市民税と同時に徴収した県民税などがございますので、それは毎月、億は超えております。その歳計外の歳入歳出でございますけども、歳入伝票、歳出伝票、それはきちっとそろえてございます。それで、毎月、残高を合わせてございます。毎月ではないんですけど、監査のほうにも定期的に報告はいたしております。

以上でございます。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これをもちまして、平成29年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時55分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成29年9月21日

岩出市議会議長 吉本 勸曜

署名議員 田中 宏幸

署名議員 松下 元